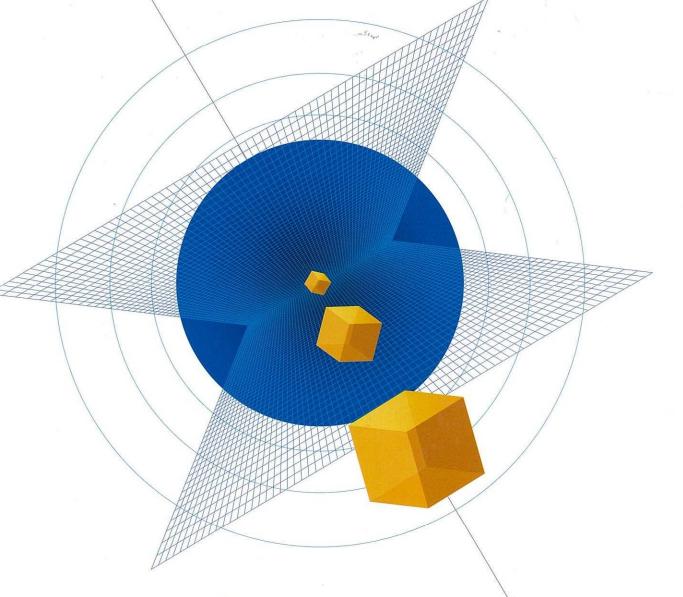
# TCCM TOURNAL

# 建材試験情報

2008. 4 Vol.44

http://www.jtccm.or.jp

高 稿 熊沢 宏夫 公共トイレのユニバーサル・ デザイン 便房内操作系設備 の標準化への取組み





財団法人建材試験センター

Japan Testing Center for Construction Materials



# 進化を続ける 埋めコンの最高峰!

漏水が懸念される地下工事に最適です



進化した止水コン! Pコンと同じ長さです (25mm)



オリジナル高密度コンクリート成型品

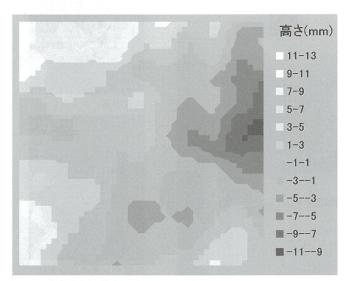
BIC株式会社

# レーザー

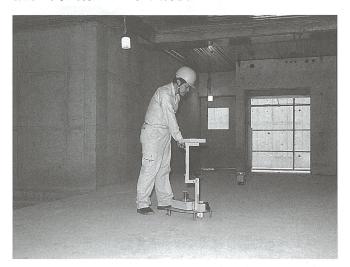
# 床レベル計測器

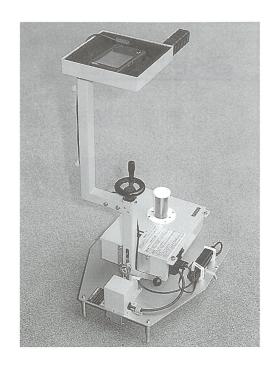
# FL-200 初登場!

床の凸凹が一目でわかり 次工程の手直しを減らせます。



結果(等高線グラフ)出力例





#### ■用途

- ○ビル、マンション、工場における床仕上げの精度 測定。
- ○建具、間仕切り、セルフレベリング施工のための 平面度測定。
- ○機械・設備機器等の設置面のレベル測定。

#### ■特長

- ○最新のレーザー技術を応用した高精度センサで 1 mm 以下の精度で連続測定。
- $\bigcirc$ 200 ㎡ ならわずか 5 分。 1 人であっという間に詳細な計測ができます。
- ○データ整理も簡単。WindowsのExcelを使って数値表示やカラー等高線グラフで出力できます。

#### ■効果

- ○床仕上げ技術の向上。
- ○レベル計測の人件費の節約。
- ○手直し費用の削減。
- ○材料代の節約。

計測サービスもいたします。

ホームページ http://www.tokimec.co.jp/const/



株式会社 トキメック 自動建機

本社・東京営業所 〒144-8551 東京都大田区南蒲田2-16-46 電話(03)3731-2631 FAX(03)3738-8670 営業所: 札幌(011)816-6293 仙台(022)773-1425 大阪(06)6150-6605 福岡(093)932-4170

### 3KP5070

・ 引張り接着強度の推定が可能!!

・剥離状態を正確に検知!!

# 剥離タイル検知器PD201

WAVE MONITOR

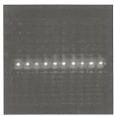
DELAMINATION TILE DETECTOR

・特許出願中・

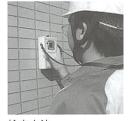
剥離タイル検知器PD201は、従来の テストハンマーでの打音検査による 判定のバラツキや見逃しを補う、コン パクトな電気式のタイルの剥離検知 器です。

曙ブレーキ工業の優れた振動解析 技術と電子技術を、小さなボディに凝 縮し実現化した新しい製品です。

PD201は、振動センサでタイルの周波数 特性を検出し、その波形を解析、タイル剥 離の判定をします。判定はLEDの点灯、判 定ブザーおよびLEDモニタの波形で検査 者に知らせます。そして、専用プリンター による判定および波形の記録も可能です。



モニタの健全なタイル 剥離タイルの波形 の波形



検査方法



外部センサユニットに よる検査方法



キャリングケースに収納

#### 特長

- ①軽量・小型で操作が簡単、剥離検査はLEDの点灯およびブ ザー、振動波形で表示されます。
- ②ノイズリダクション機能により、騒音の中や、壁が振動してい ても検査可能です。
- ③リファレンスレベルの切り替えで、タイルの引っ張り接着強 度の推定が可能です。
- ④プリンタユニットにより、剥離検査の記録が可能です。

#### <販売代理店>

#### 曙興産株式会社

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町19-5 TEL (03) 3668-3566 FAX (03) 3661-9005

akebono

EXT SENSOR PRINTER

曙ブレーキ工業株式会社センサーカンパニー 〒348-8501 埼玉県羽生市東5-4-71 TEL (048) 560—1470 FAX (048) 560—1469 URL http://www.akebono-brake.co.jp/

#### CONTENTS

05 巻頭言

地球温暖化防止に向けたISO/TC163の取り組み

/国立鹿児島高専校長

ISO/TC163国内委員会委員長 赤坂 裕

06 寄稿

公共トイレのユニバーサル・デザイン 便房内操作系設備の標準化への取組み

/TOTO株式会社 UD (ユニバーサルデザイン) 推進本部 主査 熊沢 宏夫

12 技術レポート

高強度コンクリートの圧縮強度試験結果に及ぼす載荷方法の影響 (載荷速度及び載荷速度の調節方法と圧縮強度の関係)

/岡村憲二

17 試験報告

手すり用支柱の水平荷重試験

22 規格基準紹介

JIS制定のご案内-JIS S 1903, A 1904, A 1912-

27 かんきょう随想(18)

環境試験室

/木村建一

30 音の基礎講座

⑤建物の音響性能項目とその内容, その1

33 内部執筆

労働安全衛生マネジメントシステム規格 OHSAS18001:2007 改訂のポイント /香葉村 勉

39 新JISたより

IIS認証取得後の留意点について

- 40 試験室紹介/福岡試験室
- 42 建材試験センターニュース
- **52** あとがき



## **NOHARA**



エレベーターシャフト用複合型防火設備

# スモークガード

大臣認定番号: CAS-0006





#### ●構造

スモークガードは、通常はエレベーター前面上部の天井内に収納していて、煙感知器の信号を受けロール状に納めていた透明耐熱フィルムが両サイドのレールにマグネットで密着しながら下降し、エレベーターシャフトを遮煙します。万が一閉じ込められた場合でも、巻き戻しスイッチ又は手で押すと簡単に避難が出来るシステムです。

野原産業(株)では、エレベーターシャフトを遮煙するシステム「スモークガード」をアメリカから導入し、独立行政法人建築研究所にて高温による遮煙性能試験を行ない、 財建材試験センターの評価を得た日本で初めての複合型防火設備として、国土交通大臣の認定を取得、本格的に製造と販売を開始しました。



# 火災時に本当に怖いのは、火よりも煙

#### ●防火区画

遮炎性能を有するエレベーター扉と遮煙性能を有するスモークガードの組合せにより、複合型防火設備として竪穴の防火区画が構成可能です。

#### ●施工

コンパクトな構造でノンファイヤー施工のスモーク ガードは、安全性に優れ、収納スペースが少ないため意 匠的にも優れています。また新築に限らずリニューアル にも最適です。

スモークガードは、当社所定のトレーニングを受けた 代理店(ディストリビューター)が日本全国で販売して います。

### **→** 野原産業株式会社

ガードシステム統括部 ISO9001認証取得(本社)

www.smokeguard.jp

〒160-0022東京都新宿区新宿1-1-11友泉新宿御苑ビル TEL.03-3357-2531 FAX.03-3357-2573

野原産業株式会社はスモークガード社との独占契約に基づき、 スモークガードシステムを提供しています。

### 卷頭言

# 地球温暖化防止に向けた ISO/TC163の取り組み

国立鹿児島高専校長 ISO/TC163国内委員会委員長 赤坂 裕

EC (欧州議会)は、2002年12月にEPBD (建築物のエネルギー性能に関する欧州指令)を採択した。その前文にはEU (欧州連合)の民生部門のエネルギー消費が全エネルギー消費の40%を占めており、そのエネルギー性能の向上が京都議定書の遵守につながると述べられている。EPBDに従って、CEN (欧州規格)の大幅な改定と新規格の策定が行われた。これらのCEN規格は、2009年を目途にEU加盟国の法規制に取り込まれて実行される。そして、2020年までに全エネルギー消費を20%削減するという目標に対し、その約11%を民生部門で達成することが見込まれている。



2007年4月にヘルシンキで開催されたISOのTC (技術委員会) 163の会議で、EPBDにより整備されたCENの規格類を国際規格化することがオランダから提案され、承認された。CENはEUの技術を背景とした規格であり、CENが国際規格化されればEUはこの分野での国際的主導権を握ることになる。ISO/TC163 (建築物の熱的性能とエネルギー使用)と同様に、ISO/TC205 (建築環境設計)もこの作業に高い関心を示しており、今後TC163とTC205の協同に発展することも予想される。

京都議定書後を視野に入れた地球温暖化防止へのEUの ISO戦略は、日本の産業界に強い影響を与える可能性が高い。WTO/TBT (貿易の技術的障害を除く国際協定)に従い、JIS (日本工業規格)の改定または新規格の策定を行う際には、ISOとの整合性を取ることが要求されるからである。

ところで、TC163には3つのSC (サブコミッティ)があり、SC1は試験と計測の方法、SC2は計算方法、SC3は断熱材を分担している。国内では、それぞれ側建材試験センター、建築・住宅国際機構 (IIBH)、断熱保温規格協議会が事務局を務めており、少ないスタッフと予算の下で重要な作業を担当している。日本政府は、地球温暖化防止への国際貢献の一環として、関連する国際規格への国内組織の取り組みを把握し、国としての必要な強化策を施すべきではなかろうか。

# 公共トイレのユニバーサル・デザイン 便房内操作系設備の標準化への取組み



TOTO株式会社 UD (ユニバーサルデザイン) 推進本部 主査 熊沢 宏夫

#### 1.はじめに

TOTOは、約40年前から障害のある方にも使いやすい商品の研究、開発に取組んできた(図1)。当初は、障害のある方に配慮した商品づくりや設計者への情報提供に積極的に取り組み、その後、高齢社会を意識し、高齢者配慮の研究に着手。2006年にはUD(ユニバーサル・デザイン)研究所を設立し、全社的なユニバーサル・デザインの推進に取り組んでいる。

ここでは「公共トイレにおける便房内操作系設備の標準化」への取組みについて紹介する。

#### 2. 公共トイレの操作系設備の標準化への取組み

UD研究所では、公共トイレのさらなる向上を目指し、「標準化」という視点で東洋大学高橋儀平教授との共同研究として、「公共トイレにおける便房内操作系設備の標準化」の調査研究を開始した。

#### (1) 公共トイレに関する現状調査

利用者が何もしなくても,立ち上がると自動的に便器 洗浄するタイプの便器など,センサー技術等の発達やウ オシュレットの普及に伴い,最近のトイレでは様々なタ イプのものが使用されている。

しかし、これはそれぞれのタイプの便器の使用方法が 分かっている人には快適であるが、例えば便器の洗浄 (排泄物を流す方法)がわからないなど、知らない人にと っては、トイレの中で混乱を招いてしまうことになって いた。

2003年に実施した現状調査では、障害のある方にとって、以下のような問題があり、困っていることが明らかになった(図2)。

#### <視覚障害者の場合>

- ・トイレでの排泄後, 便器を洗浄するボタンやレバーの 位置がわからない。
- ・使用後, 便器を洗浄する方法を誰かに聞くことができ ない。





<UD研究所>



<バリアフリーブック>

図1 TOTOのUD取組みの歴史

#### <肢体不自由者の場合>

・車いすから便器に移乗し、便器の洗浄ボタンを使用し ようとするが、手が届かない。

駅などにある公共トイレは、旅行中に立ち寄る人も多 く、また、高齢者の利用も多い。高齢者は、目が不自由 でなくても白内障などで見えづらくなることも多い。

こうしたことから、公共トイレについては操作系設備 の一定の標準化が必要であるとの仮説に基づき、公共ト イレの便器まわりの操作ボタン等について、視覚や肢体 に障害のある方も含め、だれにでもわかりやすく、操作 しやすい壁面配置を導き出すことを目的に, 障害者の協 力を得てユーザー検証を実施した。

#### (2) 第一次ユーザー検証

#### 1)目的

公共トイレの便房(トイレ内で, 便器のある個別の部 屋(ユニット)) 内にある操作を要する(以下,操作系と 言う) 設備について、多様なユーザーが利用可能で、か つ視覚障害者にもわかりやすい配置を導き出す。

なお、操作系設備としては、トイレ内での行為として

#### ■視覚障害者:設備の配置や操作方法がわからず、困る。







■肢体不自由者:設備の配置が動作特性に合わず、困る。







図2 操作系設備の多様化による利用者の混乱

必要不可欠なもの、安全上欠かせないものとして、紙巻 器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの主要3設備を選定 した。

#### 2) 検証概要

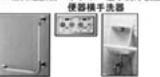
検証の概要を図3に示した。

#### ■被験者:身体障害者(合計44名)

- 1) 肢体不自由者: 33名
  - 下記条件を満たす多様な動作特性の肢体不自由者 ①普段パブリックトイレ利用時、便器まわり操 作系設備を自身で操作する人
    - ②操作系設備の設置位置が使いやすさに及ぼす 影響の大きい人
  - ※脊髄損傷8名・脳性マヒ11名・筋ジストロフィー4名・ 関節リウマチ5名・脳血管障害3名・
  - その他 (骨形成不全・義足) 2名
- ※内、車いす使用者23名 2) 視覚障害者:11名
- ※弱視6名・全盲5名
- ■対象使房:一般使房・多機能使房
- ■対象投機
- 主要3設備:紙巻器・便器洗浄ボタン・呼出ボタン

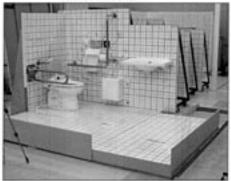


その他間連設備:手すり・温水洗浄便座用リモコン



#### ■検証内容

- 検証a:普段通りの排泄行為模擬動作検証
- 検証b:既存に多い対照的な壁画配置の比較評価
- 検証 c:主要3設備の最適配置の測定 検証 d:動作域の測定
- ■検証期間:2004年4~6月
- ■検証場所:東京・愛知・福岡
- ■検証方法:実物大検証装置内での模擬動作及び測定
- 検証はVTR・写真にて記録 ■実施主体: ぐっどトイレブロジェクト
- (東洋大学・TOTO パブリックトイレ
  - 標準化共同研究会)



検証装置(多機能便房セット例)

図3 第一次ユーザー検証概要

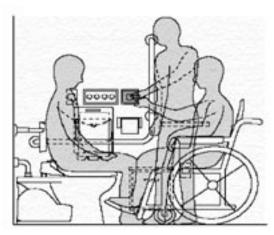


図4 3つの体勢 (検証a)



図6 逆L字型の位置関係(検証c)

#### 3) 結果

#### 検証 a) 普段通りの排泄行為模擬動作検証

ユーザーが操作する際,次の3点を考慮する位置に,操作系設備を設置することが有効であることを確認した(図4)。

- ・便座上(例えば脳性マヒの方の体勢)
- ・立位 (弱視の方が立って使用する体勢)
- ・車いす上(脊髄損傷の方に多い体勢)

#### 検証 b) 既存に多い対照的な壁面配置の比較評価

近年のトイレ設計資料などに掲載されている壁面配置 プランを参考とし、紙巻器と洗浄ボタンの配置を縦また は横にした場合を評価した。その結果、縦に配置する方 がより適切という評価を得た(図5)。

#### 検証 c) 主要3設備の最適配置の測定

操作系設備の実物を使い, ユーザー(肢体不自由者)

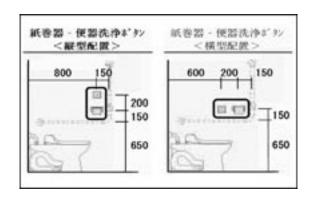


図5 既存の配置の比較(検証b)

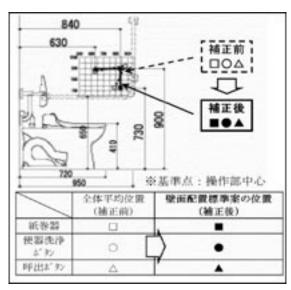


図7 動作域の測定(検証 d)

別の最適壁面配置プランを作成。さらに、視覚障害者へのわかりやすさを考慮した結果、主要3設備を「逆L字型の位置関係」に配置する案が導き出された(図6)。

#### 検証 d) 動作域の測定

肢体不自由者の動作域(壁面を無理なく操作できる範囲)を測定し、検証c)の壁面配置と重ね合わせて、操作の可否について各肢体不自由者に確認。その結果、「すべての設備が無理なく操作できる」と応えた人が被験者の89%。残りの11%の被験者もその後の分析でほぼ操作可能であることが判明した(図7)。

以上のことから、公共トイレ内の操作系主要3設備は、

逆L字型の位置関係に配置するという標準案が導き出され、公共トイレにおける多様なユーザーが利用可能で、かつ視覚障害者にもわかりやすい配置であることを確認した。

#### (3) 第二次ユーザー検証

本研究は第一次ユーザー検証終了後, JIS制定に向け継続して研究を進めることとなった。

これは「日本工業標準調査会委託平成17年度社会基盤 創成調査研究」の「アクセシブルデザイン標準化の調査 研究」のテーマのひとつに決定され、業界を挙げてJIS原 案を作成するための「公共トイレJIS化検討小委員会」 (事務局:財団法人共用品推進機構)およびその実務を担 当する同ワーキンググループ (日本衛生設備機器工業会 内に設置)が発足した。

#### 1)目的

第一次ユーザー検証では、公共トイレにおける主要設備(紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタン)の壁面配置の標準案として、「逆L字型配置」を示しているが、許容範囲が明確ではない。このため、同一壁面に手すりや温水洗浄便座(ウォシレット)用リモコン等のその他の

設備が設置される場合等,便房の多様な状況に適応する 融通性や具体的プランとしての具体性に乏しい。

そこで、この「逆L字型配置」をベースとした主要3設備の取付け適正寸法を明確にし、実現性の高い「壁面配置標準案」を導き出すこととした。

#### 2) 検証概要

概要を図8に示した。第2次壁面配置標準案基礎プラン (以下,検証プラン)としては,図9から11に示した,A,B.CO3パターンを設定し検証した。

#### 3) 検証結果

A, B, C3パターンとも, 概ね良好な評価を得たが, 一部修正が必要となった。それぞれのパターンの主な修正ポイントを以下に記す。

#### ①標準案基礎プランA (図9) の場合

プランAは、一般の便房向けのプランで、水平手すりなしのタイプ。呼出しボタンが、視覚障害者の認知性評価が低かったため、呼出しボタンの位置寸法範囲を50mm便器前方側にした。



図8 第二次ユーザー検証概要

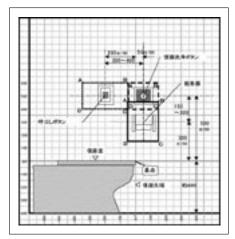


図9 標準案基礎プランA



図10 標準案基礎プランB

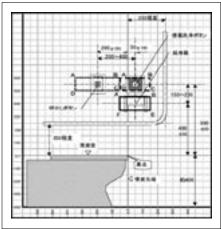


図11 標準案基礎プランC

#### ②標準案基礎プランB (図10) の場合

プランBは一般便房向けのプランで、L型手すりを設置するプラン。紙巻器と手すりの距離が短く、肢体不自由者全般に評価が低かったため、手すりから少し離す(150mm)方向に移動。また、呼出しボタンの位置も、肢体不自由者(脳性マヒ、関節リウマチ)に操作性の評価が低かったため、寸法範囲を150mm便器前方側にした。

#### ③標準案基礎プランC (図11) の場合

プランCは多機能(車いす使用者用)便房向けのプランで、L型手すりを壁から離して(230m程度)設置するタイプ。肢体不自由者の評価により、便器洗浄ボタンと呼出しボタンの高さを50mm下げ、呼出しボタンの範囲も便器前方側に150mm移動。

紙巻器の範囲も便器の前後方向に50mmずつ移動した。

#### (4) JIS制定へ

本研究はその後「公共トイレJIS化検討小委員会」および 同ワーキンググループ (前出) にて検討協議を重ねた結果, 本研究の成果である壁面配置に,操作部の形状,色を加 え,平成19年3月にJIS (JIS S0026) として制定された。

概要を図12に示す。

#### 3. おわりに

平成18年12月に、「高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進」を目的に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称バリアフリー新法)が、制定された。その後、平成19年末には建築物設計標準等のガイドラインが刊行された

同ガイドラインにおいてはJISへの適合が明記されており、今後新たに建築される建築物等にはこのJIS規格に適合し多様なユーザーの使用に応える公共トイレが順次配置されることとなろう。

JIS S0026が多くの方に認知され、適合する公共トイレ が確実に普及することが期待される。

#### <参考>

参考までにバリアフリー新法の対象と基準, ガイドラインについて、その概要を以下に記す。

#### ・バリアフリー新法の対象

以下のものが対象となっているが、このうち「路外駐車場」は除き、他の全てを対象に「便所」に関する基準が 設けられている。

建築物:建築物移動等円滑化基準

公共交通:公共交通移動等円滑化基準 都市公園:都市公園移動等円滑化基準 道路: 道路移動等円滑化基準

・バリアフリー新法ガイドライン

建築物:建築物設計標準

公共交通:バリアフリー整備ガイドライン(旅客施設編)

都市公園:都市公園移動等円滑化整備ガイドライン

道路:道路移動等円滑化整備ガイドライン

※上記ガイドラインの全てにJIS S0026の規格が明記されている。

#### ^^^^

#### 熊沢 宏夫(くまざわ・ひろお)

業務歷:1979年 京都大学工学部機械工学科卒業

同 年 TOTO㈱入社

現 在 建築用設備機器に関する、バリアフリー、ユニ

バーサルデザイン視点の研究開発を推進。

テーマ:公共トイレにおける便房内操作系設備の標準化に参画 バリアフリーブック (TOTO発行)、パブリックトイレ編

の製作、編集参画

名称: JISS 0026:2007

高齢者・障害者配慮設計指針

一公共トイレにおける使房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置 公共トイレ使房内操作系設備の多様化による "利用者の混乱(特に、視覚障

制定目的: 公共トイレ使房内操作系数値の多様化による "利用者の混乱(特に、視覚障 害者・高齢者)"という問題の解決による公共トイレにおける利使性の向上

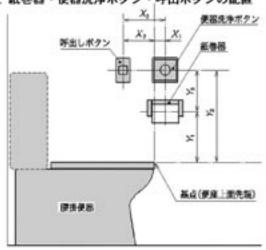
適用範囲: <対象トイレ>不特定多数の人が利用するトイレ全般

<対象便房>腰掛便器を設置したすべての便房(一般使房・多機能使房とも)

で、便器の横壁面に便器洗浄ボタン及び呼出ボタンの両方又は

いずれか1つを設置する場合。

#### I 紙巻器・便器洗浄ボタン・呼出ボタンの配置



器具の 種類	便座上面先端(基点) からの水平距離	便座上面先端(基点) からの垂直距離	二つの器具間距離
紙巻器	X1:便器前方へ	Y1:便器上方へ 約150~400	-
便器洗浄ボタン	約0~100	Y2:便器上方へ	Y3:約100~200 (紙巻器との垂直距 離)
呼出しボ タン	X2:便器後方へ 約100~200	約400~550	X3:約200~300 (便器洗浄ボタンと の水平距離)

接作部及び紙巻器の配置は、次による。 (以下、JS本体より抜粋)

- a) 操作部及び紙巻器は、便器座位、立位など の姿勢の違いも含めて多くの利用者が操 作可能で、かつ、視覚障害者にも認知しや すい配置とする。
- b) 操作部及び紙巻器は、糠折便器の左右ど ちらかの使用にまとめて設置する。
- c) 侵跡洗浄ボタンは、紙巻路の上方に設置 し、呼出ボタンは、侵跡洗浄ボタンと同じ 高さて健振侵跡後方に設置する。
- d) 操作部及び紙巻器は、表1の条件を満たす 位置に設置する。
- 投作部及び紙巻器と同一種業上に、手すり、 国本洗浄便産りモコン、手洗器などの器具 を倒設する場合には、各器具の使用・操作 を相互に妨げないように配置する。
- f) 操作部及び紙巻器と同一壁画上に、手すり、 温水洗浄便度リモコン、手洗器などの器具 の併設又は紙巻器、腰部便器機関回の形 状などによって、表1の配置及び設置寸法 によらない場合であっても、c) の位置関係 は満たすものとする。
- g) 呼出ボタンは、利用者が転倒した姿勢で容 具に操作できる位置にも設置することが望 ましい。

#### Ⅱ 便器洗浄ボタン・呼出ボタンの形状

- 伊昌湾海ボタン ▲ 呼出ボタン
- ボタンの形状は 丸形(〇) とする。
- ボタンの形状は、便器洗浄ボタンと 区別しやすい形状とする。 (例えば、商角形または三角形)

#### Ⅲ 便器洗浄ボタン・呼出ボタンの 色・コントラスト

- a) ボタンの色:相互に旋列しやすい色の組合せとする。 (例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系、呼出ボタンの色を暖色系とすることが望ましい。)
- b) ボタンの色と周辺色のコントラスト: 操作部は、ボ タンの色と周辺色(器具のボタン部以外の色)との コントラストを確保する。

図12 JIS S0026の概要

#### 技術レポート

# 高強度コンクリートの圧縮強度試験結果に及ぼす載荷方法の影響 (載荷速度及び載荷速度の調節方法と圧縮強度の関係)

岡村憲二\*

#### 1. はじめに

JIS A 1108: 2006 (コンクリートの圧縮強度試験方法) 5.g) には、コンクリートの圧縮強度試験を行う際の載荷方法として「供試体が急激な変形を始めた後は、荷重を加える速度(以下 載荷速度)の調節を中止して、荷重を加え続ける」と記されている。しかし、高強度コンクリートの圧縮破壊過程は脆性的であるため、「供試体の急激な変形」を把握するのが困難であり、載荷速度の調節を供試体の破壊まで行った場合、信頼できる圧縮強度が得られない可能性が考えられる。

本報告は、圧縮強度レベル70N/m²及び95N/m²の高強度 コンクリートを供試体として圧縮強度試験を行い、載荷 方法(載荷速度及び載荷速度の調節方法)の違いが圧縮強 度に及ぼす影響を検討した結果について報告する<sup>1,2)</sup>。

#### 2. 実験検討の背景と課題

JIS A 1108載荷方法の改正変遷を**表1**に示す。 載荷速度の調節方法は、1976年の改正時に「供試体が 急激な変形を始めた後は、荷重を加える速度の調整を中止して、荷重を加え続ける」と規定された。この調節方法は規定された年代より、普通強度レベルのコンクリートに対しての調節方法であると考えられる。

載荷速度はJIS制定後約50年間にわたり毎秒2~3kgf/cm²とされてきたが、1999年の改正時にISO4012(2005年に廃止、現在はISO1920-part4)との整合化が行われ、毎秒0.6±0.4 N/m㎡に許容範囲が広げられた。2006年に改正された最新版においてもこの載荷速度に変わりはない。既往の研究結果によると、高強度コンクリート圧縮強度試験時の載荷速度を当時の標準である毎秒2~3kgf/cm²の範囲で行えば、供試体の破壊性状、試験結果、変動係数などに異常は認められないという報告があるが³)、現行JIS載荷速度許容範囲(毎秒0.6±0.4 N/m㎡)においては試験結果に影響を与える可能性が考えられる。

そこで、これらの載荷方法の影響を定量的に把握する ことを目的として比較検討実験を行った。

表1 JIS A 1108 載荷方法の改正変遷 1)

制定・改正年	荷重を加える方法(氰	荷重を加える速度(載荷速度)	
1950年制定	荷重の衝撃を与えないように 一様に加えなければならない	_	毎秒2~3kg/cmiを標準とする
1963年改正	荷重は、衝撃を与えないように 一様に加えなければならない	_	標準として毎秒2~3kg/cmiとする
1976年改正	供試体に衝撃を与えないように 一様な速度で荷重を加える	供試体が急激な変形を始めた後は, 荷重を加える速度の調整を 中止して,荷重を加え続ける	圧縮応力度の増加が標準として 毎秒2〜3kgf/cm²となるようにする
1993年改正	同上	同上	原則として圧縮応力度の増加が 毎秒2~3kgf/cmiになるようにする
1999年改正 ISO4012 (2005年廃止) との整合化	同上	同上	圧縮応力度の増加が 毎秒0.6±0.4N/m㎡になるようにする
2006年改正	同上	供試体が急激な変形を始めた後は, 荷重を加える速度の調節を 中止して,荷重を加え続ける	同上

#### 表2 実験の要因と水準

要因	水準
載荷速度設定值	3水準(0.2, 0.6, 1.0 N/m㎡・毎秒)
	8水準(30, 50, 70, 75, 80, 90, 95, 100 %)
載荷速度の 調節中止位置	※供試体の破壊まで載荷速度の調節をした条件の 最大荷重を基準(100%)とし、分率で設定した。 但し、実験の考察時には試験で得られた 実荷重(最大荷重)より算出し直して検討を行った。
圧縮強度レベル	2水準(70, 95 N/mm)

#### 表3 要因と水準と組合せ

圧縮強度レベル	載荷速度 設定値	載荷速度の調節中止位置 %										
N/mm²	N/mm・毎秒	30	50	70	75	80	85	90	95	100		
	0.2	_	Δ	•	_	_	_	_	_	•		
70	0.6	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	1.0	_	Δ	•	_	_	_	_	_	•		
	0.2	_	•	•	Δ	Δ	•	Δ	Δ	•		
95	0.6	•	•	•	•	•	•	•	•	•		
	1.0	_	•	•	Δ	•	Δ	•	Δ	•		

●:圧縮強度、ひずみ測定 (n=3本 うち2本ひずみ測定)

△:圧縮強度のみ (n=3本)

表4 使用材料 1)

セメント	普通ポルトランドセメント							
	細骨材①(海砂 表乾密度 2.58 g /cm²,							
細骨材	吸水率 1.57%,粗粒率 3.15)							
冰川 "自" 4万	細骨材②(砂丘砂 表乾密度 2.58 g /cm²,							
	吸水率 1.57%,粗粒率 1.55)							
粗骨材	砕石2005(石灰石 表乾密度 2.70 g /cm)							
混和剤	高性能AE減水剤(標準形 I 種)							

#### 表5 コンクリートの調合

圧縮強度 N/	<b>麦レベル</b> /m㎡	70	95		
水セメン	- ト比%	39.0	25.0		
	水	174	170		
W 44 E	セメント	447	680		
単位量 kg/㎡	細骨材①	547	524		
J	細骨材②	235	131		
	粗骨材	910	891		
スランプラ	7ロー cm	31.0×30.0	61.5×61.0		
(スラ	ンプ)	(20.0)			
空気量	₹ %	4.4	1.8		

#### 表6 作製条件 1)

寸 法	φ 100×200mm
型枠	軽量型枠
端面処理方法	研磨処理(上下端面研磨)
養生方法	標準水中養生 (温度20℃)

#### 表7 圧縮試験機仕様・性能

	制御方法	油圧荷重 自動制御(サーボ)式
	最大秤量	2000kN
	加圧板幅	158mm
上	加圧板厚さ	40mm
上加圧板	荷重幅	100mm
板	球面座潤滑剤	鉱物油
	動粘度 (40℃)	150mm <sup>™</sup> ∕s

#### 表8 ひずみ測定器具

荷重検出	圧縮試験機のアナログ外部出力
ひずみ測定	ひずみゲージ (検長:60mm)
計測装置	データロガー(測定間隔:0.6~0.7秒)

#### 3. 実験概要

本実験は、JIS A 1108:2006 (コンクリートの圧縮強度試験方法) 及びJIS A 1149:2001 (コンクリートの静弾性係数試験方法) に準じ、自動制御式圧縮試験機を用いて圧縮強度試験及びひずみ測定を行い、載荷速度並びに載荷速度の調節中止位置の影響と圧縮強度の関係について要因ごとに検討した。

#### 3.1 実験の要因と水準

供試体の圧縮強度レベルは,70N/㎡及び95N/㎡の2 水準を選定した。

実験の要因と水準を**表2**に, その組み合わせを**表3**に 示す。

#### 3.2 供試体

供試体の使用材料を**表4**に、コンクリートの調合及び フレッシュコンクリートの性状を**表5**に、作製条件を**表6** に示す。

供試体の乾湿状態に配慮し、ひずみ測定の供試体にお

表9 圧縮強度試験結果

	載荷	載荷速度の調節中止位置										全データ										
圧縮	圧縮 速度		30%			50%		با%70	以上809	6未満	با%08	以上909	6未満	90%以	上100	%未満		100%				
強度 レベル N/mm	值 N/mmi	圧縮 強度 平均値	標準 偏差	変動係数	圧縮 強度 平均値	標準 偏差	変動係数	圧縮 強度 平均値	標準偏差		圧縮 強度 平均値	標準偏差	変動係数	圧縮 強度 平均値	標準偏差	変動係数	圧縮 強度 平均値	標準偏差	変動係数	圧縮 強度 平均値	標準 偏差	変動係数
	毎秒	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>*</sup>	%	N/mm <sup>2</sup>	N/mm <sup>*</sup>	%	N/mm <sup>*</sup>	N/mm <sup>2</sup>	%	N/mm <sup>*</sup>	N/mm <sup>2</sup>	%									
	0.2	_	_	_	66.0	0.36	0.55	66.2	2.11	3.19	_	_	_	_	_	_	67.0	0.76	1.14			
70	0.6	67.6	1.61	2.38	68.6	1.00	1.46	68.4	0.69	1.01	68.3	0.84	1.23	68.7	2.18	3.17	70.3	2.55	3.63	68.3	1.74	2.55
	1.0		_	_	68.8	1.07	1.55	69.2	0.59	0.85	_	_	_	_	_	_	70.2	0.93	1.32			
	0.2		_	_	89.2	2.73	3.06	91.0	3.16	3.47	91.6	4.05	4.43	90.7	4.65	5.13	89.6	4.98	5.55			
95	0.6	93.1	3.99	4.29	95.6	0.72	0.76	93.0	3.61	3.88	93.4	2.41	2.57	95.3	1.04	1.09	95.6	5.17	5.40	93.4	4.04	4.33
	1.0	_	_	_	94.8	5.09	5.37	96.5	4.27	4.43	95.1	5.02	5.28	94.6	3.75	3.97	94.9	2.09	2.20			

いても圧縮強度のみの供試体と同様に水中から取り出した後90分以内で圧縮強度試験に用いた。

#### 3.3 圧縮試験機及びひずみ測定器具

実験に使用した圧縮試験機の仕様・性能を**表7**に,ひずみ測定器具を**表8**に示す。

自動制御式圧縮試験機の供試体破壊を自動検出する機能は使用しないこととし,載荷速度の調節以外は手動による制御とした。

#### 4. 結果及び考察

圧縮強度試験結果を表9に示す。

載荷速度の調節中止位置(%)は、試験で得られた実 荷重(最大荷重)で算出しなおして検討を行った。

#### 4.1 載荷速度の調節中止位置とひずみの関係

応力度比とひずみの関係を図1に示す。

高強度コンクリートにおいても、図1で示したように、応力度比(荷重)の増加に伴いひずみが徐々に増加する非線形の曲線となっており、圧縮強度レベル95N/㎡では、急激な変形が最大荷重の90%以降で始まっていることが認められた。最大荷重時の縦ひずみは、載荷速度設定値(毎秒0.2,0.6,1.0N/㎡)、載荷速度の調節中止位置に関係なく2200~2500×10<sup>-6</sup>の範囲となり、最大荷重時の縦ひずみは、載荷速度の影響を受けないという既往の研究結果3)と同様の結果となった。

#### 4.2 載荷速度の調節中止位置と載荷速度の関係

載荷速度の調節中止位置と載荷速度の関係を**図2**に示す。 **図2**は圧縮強度レベル95 N/㎡における圧縮強度試験 時の応力(荷重)増加に伴う載荷速度の変化を示したも のである。

すべての載荷速度において、載荷速度の調節を中止し た位置以降,徐々に載荷速度は低下した。これは**図1**の 応力度比とひずみの関係からも明らかなように,荷重増 加に伴う供試体自体の変形が載荷速度低下の要因と考え られる。載荷速度設定値:毎秒0.2N/m², 載荷速度の調 節中止位置:50%の組合せにおいて、最大荷重の90%付 近の載荷速度は、毎秒0.1N/mdと設定値の約70%まで低 下し、JIS A 1108に規定されている載荷速度の下限値を 下回った。載荷速度設定値:毎秒0.6,1.0 N/㎡において も載荷速度の調節を停止すると、載荷速度は徐々に低下 をはじめるが、最大荷重の30%あるいは50%で調節を停 止しても、最大荷重の90%付近の載荷速度は、設定値の 約75% (毎秒0.45,0.75 N/㎜) であり、JIS A 1108に規定 されている載荷速度の下限値を下回ることはなかった。 また、表9の結果より、載荷速度の調節中止位置による 載荷速度の低下は圧縮強度に影響を与えないことが認め られた。

#### 4.3 載荷方法と圧縮強度の関係

載荷速度の調節中止位置と圧縮強度の関係を**図3**に示す。

圧縮強度レベル95N/㎡については、すべての載荷速

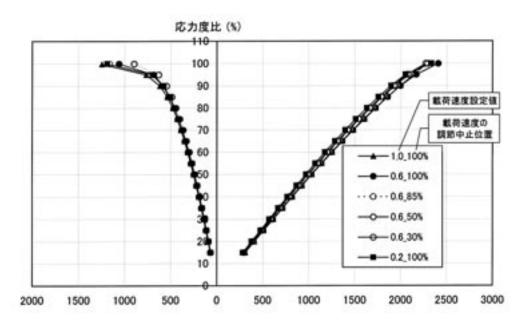


図1 応力度比とひずみの関係

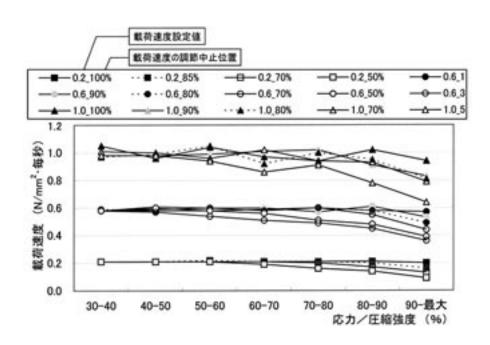


図2 載荷速度の調節中止位置と載荷速度の関係

度において載荷速度の調節中止位置による圧縮強度の差は認められなかった。供試体の急激な変形が始まる最大荷重の90%以降の載荷速度の調節(試験時の載荷速度設定値に調節する程度)は、圧縮強度に大きな影響を与えないと考えられる。また、圧縮強度レベル70 N/m㎡については、載荷速度設定値を毎秒0.6 N/m㎡とし、供試体の

破壊まで載荷速度の調節を行った条件 (100%) での圧縮 強度は、図3に示すように、全データ平均値の圧縮強度 と比較して約3%大きくなる傾向が認められた。しかし、 その他の載荷速度においては、圧縮強度レベル95N/㎡ と同様に調節中止位置による影響は認められなかった。

一方, 載荷速度設定値と圧縮強度の関係をみると, 圧

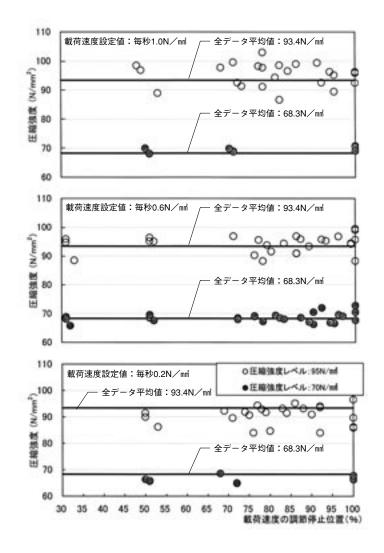


図3 載荷速度の調節中止位置と圧縮強度の関係

縮強度レベル70,95 N/㎡において,載荷速度設定値を毎秒0.2N/㎡とした圧縮強度は,載荷速度設定値を毎秒0.6,1.0N/㎡とした圧縮強度と比較して約5%小さい値を示した。

これらの傾向を、多重解析 (ボンフェローニ法) による有意差 (有意水準5%) の検定を行った結果、圧縮強度レベル70及び95N/㎡において、以下のような結果が得られた。

- ①載荷速度の調節中止位置の違いによる圧縮強度に有意 差は認められない。
- ②載荷速度設定値を毎秒0.2N/mdとした圧縮強度は,載荷速度設定値を毎秒0.6又は1.0N/mdの圧縮強度と比較

して有意差がある。

③載荷速度設定値:毎秒0.6と1.0N/㎡では, 圧縮強度に有意差は認められない。

#### 5. まとめ

本実験の範囲において、圧縮強度レベル70及び95 N/miの高強度コンクリートの圧縮強度は、載荷速度の調節を中止する位置による差は認められなかった。しかし、載荷速度設定値(毎秒0.2N/miと毎秒0.6又は1.0 N/mi)の違いにより、圧縮強度に差が生じる可能性が認められた。以上のことから、高強度コンクリートを圧縮強度試験する際に、JIS A 1108に規定されている載荷速度の許容範囲(毎秒0.6±0.4N/mi)が圧縮強度試験結果に影響を与える可能性があり、今後更に検討が必要であると考える。

#### 【謝辞】

本報告において、福岡中央生コンクリート株式会社、太平洋セメント株式会社、BASFポゾリス株式会社ならびに三光株式会社の関係者の皆様には多大なるご協力をいただきました。ここに深く感謝の意を表します。

#### 【参考文献】

- 1) 鈴木澄江、岡村憲二、矢垰和彦:高強度コンクリート の圧縮強度試験結果に及ぼす載荷方法の影響(その1. 実験検討の背景と実験概要)、日本建築学会大会学術講 演梗概集、A-1、材料施工、pp1265-1266、2007
- 2) 岡村憲二,鈴木澄江,矢垰和彦:高強度コンクリートの圧縮強度試験結果に及ぼす載荷方法の影響(その2. 載荷速度及び載荷速度の調節方法と圧縮強度の関係), 日本建築学会大会学術講演梗概集,A-1,材料施工, pp1267-1268,2007
- 3) 野口貴文:学位論文「高強度コンクリートの基礎的力学特性に関する研究」, pp5-1~5-9,1995年3月

\*プロフィール -

岡村 憲二 (おかむら・けんじ) ・
・
・
・
はんじ)

・
はないター 西日本試験所 福岡試験室 技術主任



#### 試験報告

# 手すり用支柱の水平荷重試験

(受付第07A1061号)

この欄で掲載する報告書は依頼者の了解を得たものです。

#### 1. 試験の内容

日本金属工事業協同組合から提出された4種類8体のステンレス製手すり用支柱及び6種類15体のアルミ製手すり用支柱について、水平荷重試験を行った。なお、本報告は試験体記号C-1~4の4種類8体について行った。

#### 2. 試験体

試験体は,バルコニーを想定したRC造の母材コンクリート(以下,コンクリートという)にステンレス製及びアルミ製の手すり用支柱(以下,支柱という)を各種の方法で固定したものである。

試験体の一覧を表1に、試験体の詳細を図1に示す。

表1 試験体の一覧

試験		主な構成						
記号	番号			支柱の固定方法				
		支柱下部にベースプレートを溶接接合。	コンクリートは室外側に立上がりを有するL字型。	・ウェッジ式アンカー	立上がり上面にウェッジ式			
	.	・支柱	・コンクリート	寸法:全長;68mm	アンカーを埋め込み深さ			
	Α	寸法:12×65mm,長さ;1168mm	立上がり部分の寸法:	ねじの呼び:M10	51mmで2箇所打設した後,			
		材質:SUS304(JIS G 4304)	150×110×1350mm	材質:SS400(JIS G 3101)	支柱のベースプレートを			
C-1		・ベースプレート	・鉄 筋;横筋	表面処理:Ep-Fe/Zn2(JIS H 8610)	ナットで固定した。			
		寸法:100×150mm,t=12mm	呼び名:D10	・ナット;M10用				
	В	材質:SUS304(JIS G 4304)	材 質:SD295A(JIS G 3112)	ナットの高さ:8mm				
			配 筋:ダブル配筋	材質:SS400(JIS G 3101)				
				表面処理:Ep-Fe/Zn2(JIS H 8610)				
		支柱下部にベースプレートを溶接接合。	コンクリートは室外側に立上がりを有するL字型で、	縦,横2本の鉄筋(D10)を溶接した埋込プレ	開口部底面の埋込プレ			
		・支 柱	立上がり上面に開口部(125×125mm, 深さ		ートと支柱のベースプレ			
	Α	寸法:12×65mm, 長さ;1168mm	90mm)を設置。横筋は開口部位置で長さ		ートを全ねじボルトを介し			
		材質:SUS304(JIS G 4304)	200mm切断。	・埋込プレート	て溶接接合した。その後、			
		・ベースプレート	・コンクリート	寸法:125×125mm, t=9	セメント系無収縮グラウト			
C-2		寸法:75×90mm, t=12mm	立上がり部分の寸法:	材質: SS400 (JIS G 3101)	材を充填し固定した。立上			
		材質:SUS304(JIS G 4304)	170×200×1350mm	・セメント系無収縮グラウト材	がり上面からの支柱の埋め込み深さは80mmとした。			
	в		・鉄 筋;横筋 呼び名:D10		め込み沫さは80mmとした。 参照:写真2			
			时で名・D10   材 質:SD295A(JIS G 3112)		参照• → 具 2			
			M 員:SD295A(JIS G 3112)   配 筋:ダブル配筋					
		・支 柱	コンクリートは室外側に立上がりを有するL字型で、	・溶接アンカー	溶接アンカーと支柱下部			
		マーュ 寸法:12×65mm,長さ1225mm	立上がり上面に開口部(100×150mm. 深さ	寸法:10 ¢ ×55mm	を溶接し、支柱に水平に			
	.	材質:SUS304(JIS G 4304)	135mm)を設置。横筋は開口部位置で長さ	材質: SWCH10R(JIS G 3507-2)	溶接された全ねじボルト			
	Α	१७ द्वाराज्य (गाउँ व २००२)	90mm切断。	表面処理:Ep-Fe/Zn2(JIS H 8610)	(M10×90mm)を横筋に			
			・コンクリート	・セメント系無収縮グラウト材	溶接接合した。その後、セ			
C-3			立上がり部分の寸法:	The state of the s	メント系無収縮グラウト材			
			150×200×1350mm		を充填し固定した。立上が			
			· 鉄 筋;横筋		り上面からの支柱の埋め			
	В		呼び名:D10		込み深さは125mmとした。			
			材 質:SD295A(JIS G 3112)		参照:写真3,写真4			
			配 筋:ダブル配筋					
		・支柱	コンクリートは室外側に立上がりを有するL字型で、	・エポキシ系樹脂	開口部に支柱を埋め込ん			
		寸法:12×65mm,長さ1225mm	立上がり上面に開口部(25×75mm,深さ		だ後、エポキシ系樹脂を充			
	Α	材質:SUS304(JIS G 4304)	135mm)を設置。横筋は開口部位置で長さ		填し固定した。立上がり上			
			100mm切断。		面からの支柱の埋め込み			
			・コンクリート		深さは125mmとした。			
C-4	-		立上がり部分の寸法:150×200×		参照:写真4			
			1350mm					
	_		・鉄 筋;横筋					
	В		呼び名:D10					
			材 質:SD295A(JIS G 3112)					
			配 筋:ダブル配筋					

注)1. 表中の記載内容は依頼者提出資料による。

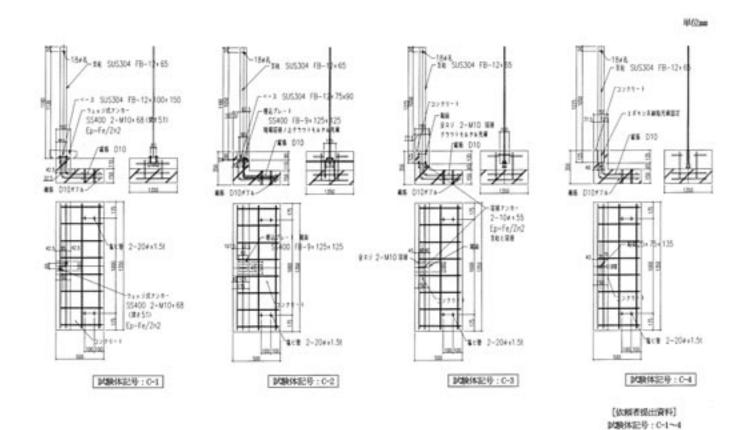


図1 試験体

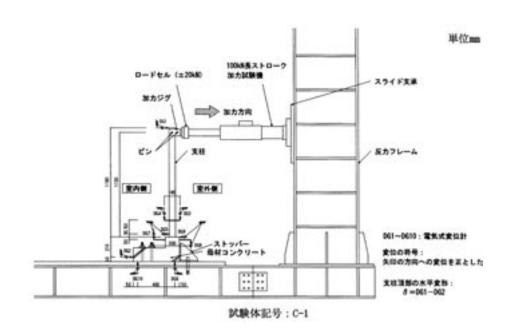


図2 試験方法



写真1 試験実施状況

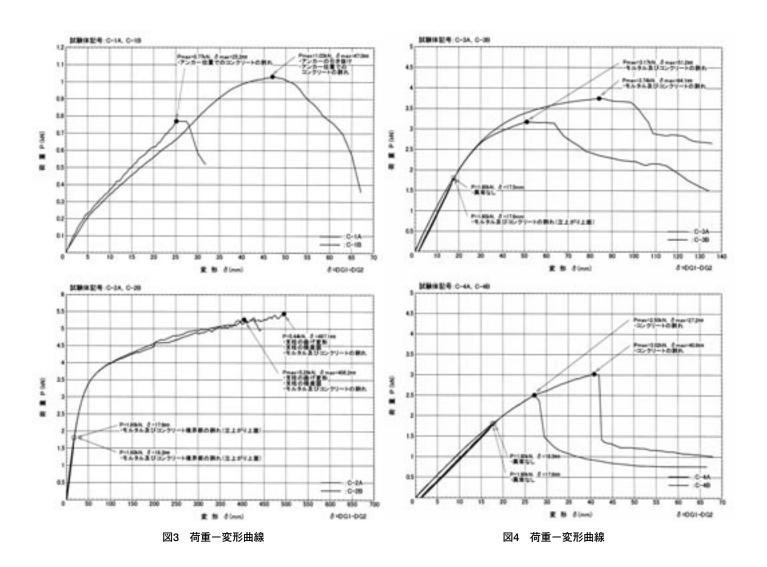




写真2 破壊状況

試験体記号:C-2A 最大荷重:5.26kN

・支柱の曲げ変形

・支柱の横座屈

・モルタル及びコンクリートの割れ



写真3 破壊状況

試験体記号:C-3A 最大荷重:3.74kN

・モルタル及びコンクリートの割れ



写真4 破壊状況

試験体記号:C-4A 最大荷重:2.50kN

・コンクリートの割れ

#### 表2 試験結果の一覧

試	験体	1.8kN時の変形	最大荷	<b>苛重時</b>	コンクリートの	モルタル	破壞状況
記号	番号	(δ) *1 mm	(Pmax) kN	(δ max) mm	─ 圧縮強度 N/mm²	の圧縮強度 N/mm²	饭 塚 (八)九
	А	_	0.77	25.2	40.4		・アンカー位置でのコンクリートの割れ
C-1	В	_	1.03	47.0	- 19.4		<ul><li>・アンカーの引抜け</li><li>・アンカー位置でのコンクリートの割れ</li></ul>
	А	17.6 (1.3)	5.26	406.2	- 18.9	57.7	<ul><li>・支柱の曲げ変形</li><li>・支柱の横座屈</li><li>・モルタル及びコンクリートの割れ</li></ul>
C-2	B*2	18.2 (1.5)	5.44	497.1	10.9	57.7	<ul><li>・支柱の曲げ変形</li><li>・支柱の横座屈</li><li>・モルタル及びコンクリートの割れ</li></ul>
	А	17.6 (1.5)	3.74	84.1	20.2	62.0	・モルタル及びコンクリートの割れ
C-3	В	17.5 (1.7)	3.17	51.2	20.3	63.8	・モルタル及びコンクリートの割れ
	А	18.0 (1.5)	2.50	27.2	10.4		・コンクリートの割れ
C-4	В	17.6 (1.2)	3.02	40.9	19.4		・コンクリートの割れ

注)1. \*1の( )内の数値は除荷時の残留変形を示す。また、欄内の「一」は1.8kNに達しなかったことを表す。

注) 2. \*2の試験体記号C-2Bの荷重は、最大荷重ではなく測定できた最大値を示した。

#### 3. 試験方法

試験方法を図2に、試験実施状況を写真1に示す。図のように母材コンクリートを反力フレームにボルト(M16)固定し、コンクリートの水平ずれ及び回転防止用のストッパーを設置した後、支柱頂部に一方向繰返しの水平荷重を加えた。繰返しの荷重は、原則1.8kNとした。変位の測定は、支柱の頂部及びコンクリート下部の水平変位方向変位について行い、必要に応じて支柱脚部の水平方向及び鉛直方向変位、コンクリート上部の水平方向及び鉛直方向変位、コンクリート底部の鉛直方向変位について行った。

#### 4. 試験結果

- (1) 試験結果の一覧を表2に示す。
- (2) 荷重-変形曲線を図3及び図4に示す。

#### 5. 試験の期間,担当者及び場所

期 間 平成19年 9月18日~25日

担 当 者 構造グループ

試験監督者 川上 修

試験責任者 室星啓和

試験実施者 中村陽介, 渡辺 一, 高橋慶太, 小山博由

場 所 中央試験所

#### コメント・・・・・・・・・

手すりに関する規定としては、建築基準法、JIS規定、ベターリビング(以下、BLという)の認定基準があげられる。建築基準法及び同施行令は、手すりについて高さ1,100mm以上との仕様規定があるのみで、材質や強度についての記述はない。強度に関する基準としては、JIS規定及びBLの優良住宅部品認定基準があり、手すりの性能を確保する上での機能を果たしている。しかし、手すりは設置部位や用途により採用される強度が異なること、意匠とコストのみを重視し強度をあまり考慮しない製品が使用されていること、手すりの躯体への取付けの多くが「勘と経験」で実施されていること、などの問題点が挙げられる。

本報告は、「手すりの安全性に関する自主基準」を作成 することを目的して、業界団体から依頼された手すり用 支柱について水平荷重試験を行ったものである。

試験体は、バルコニーを想定したRC造の母材コンクリートに手すり用支柱を固定したものであり、パラメーターは、①手すり用支柱の材質(ステンレス製及びアルミ製)、

②母材コンクリートの立上がり部分の形状(高さ,幅及び配筋),③手すり用支柱の固定方法(アンカー固定方法,後付けコア抜き接着工法など)である。

試験結果から、後付けコア抜き接着工法では、立上がり部分の幅は少なくとも150m以上必要と思われること、鉄筋がシングル配筋だとコア抜きする際に鉄筋を切断してしまうことが考えられ、これにより、手すりの強度が十分に発揮できない可能性が見られた。

手すりの選定にあたっては、設置部位、用途別ごとに 生活行動を想定し、これに見あうよう設計段階から協議 し決定していくことが重要である。現在、業界団体では 自主基準として8種類のグレードの中から必要性能に見あ った手すりを採用する手法や、手すりの製作・施工者だ けでなく発注者、建設会社、使用者、管理者を含めた安 全管理を行うことなどを提案している。今後は今回の試 験結果を受け、安全性確保に向けた手すりに関する規定 類の改正につながっていくものと期待される。

(文責:構造グループ 中村陽介)

### JIS制定のご案内 -JIS S 1903, A 1904, A 1912-

当センターが原案作成したJIS規格が、日本工業標準調査会標準部会第23回建築技術専門委員会において審議・承認され、 2月20日に公布されましたので、その概要を紹介します。

これらのJISは、室内環境への建材等からの揮発性有機化合物放散量測定法と室内空気質の改善に寄与する揮発性有機化合物吸着機能性建材に関する測定方法、評価法です。シックハウス対策関連の測定方法は、2007、Vol.44に「基準認証研究開発事業(建材からのVOC等放散量の評価方法に関する標準化)」において成果の概要、標準化の状況を掲載していますので、参照下さい。

制定された規格の番号及び名称を次のとおりです。

- ・JIS A 1903 建築材料の揮発性有機化合物 (VOC) のフラックス発生量測定法ーパッシブ法
- ・JIS A 1904 建築材料の準揮発性有機化合物 (SVOC) の放散測定方法-マイクロチャンバー法
- ・JIS A 1906 小形チャンバー法による室内空気汚染濃度低減材の一定揮発性有機化合物 (VOC), ホルムアルデヒドを除く他のカルボニル化合物濃度供給法による吸着速度測定
- ・JIS A 1912 建築材料などからの揮発性有機化合物 (VOC), ホルムアルデヒドを除く他のカルボニル化合物放散測定方 法一大形チャンバー法

#### 建築材料からの化学物質放散性能の測定法

建築材料からの揮発性有機化合物の放散に関する測定 法の概要を次に述べる。

# 1. JIS A 1903 建築材料の揮発性有機化合物 (VOC) のフラックス発生量測定法ーパッシブ法

#### (1) 規格化の概要と原理

この規格は、建築材料の生産工程におけるスクリーニングなどある程度の精度を保ちながら簡易に化学物質放散量を測定する方法として、ポンプを用いない拡散原理により建材からのフラックス発生量を図る測定方法である。

この方法の対象化学物質は,揮発性有機化合物 (VOC)である。研究開発段階ではホルムアルデヒドも測定対象物質として検討を行っていたが,ホルムアルデヒドに関しては簡易法としてJIS A 1460があること,試料負荷率が放散速度に与える影響が大きいこと,などから揮発性有機化合物 (VOC)のみを対象とすることとした。

これは日本において開発された方法である。標準化の過程で測定原理を数値計算モデルで確認するなど、単に

測定ができるだけではなく測定原理を明らかにすること も含めて規格化された。

対象材料としては,建築用ボード類,壁紙,床材など, 及びにそれらの施工に用いる接着剤,塗料などである。

#### (2) 測定原理

拡散サンプラーを装着した小形容器を試験片の上に設置し、試験片から放散する対象物質の捕集を行う。その値を捕集時間及び試験面積で除し、試験対象となる建築材料のVOCのフラックス発生量を静的状態で測定する。

#### ◆この方法の特徴

測定の結果は、小形チャンバー法 (JIS A 1901) を用いて測定した放散速度と混乱がないように、単位は同じ「フラックス発生量」と表現される。小形チャンバー法では捕集時間の長さによるがほぼ瞬時値であるのに対して、パッシブ法では24時間の時間平均値となる。内部拡散支配建材などの雰囲気濃度の影響が建材からの放散速度に与える影響が小さい場合、簡易法であるパッシブ法で測定したフラックス発生量は小形チャンバー法で測定した放散速度と近い値となる。一方、蒸散支配建材など濃度勾配によって放散速度が変動する場合、捕集剤まで

の拡散距離がフラックス発生量に大きな影響を与える。この点に関しては、数値計算を行い与える影響に関して検討を行った。一方、パッシブ法による測定値であるフラックス発生量は簡易法として用いられることが予想される。そのためには、小形チャンバー法で測定された放散速度より測定値が小さくなり、危険側の値にならないことが求められる。発砲ポリスチレン(EPS)、アクリル樹脂エナメル塗料、エマルジョン系建築用接着剤を用いた小形チャンバー法での測定結果とパッシブ法の検証比較実験結果はよく一致している。

使用する拡散サンプラーによっては、スチレンの回収率が低くなる場合があった。この点に関しては、サロゲート添加による回収率補正を行うことで充分高い回収率を得ることができた。また、小形容器を設置する雰囲気である恒温槽内部の化学物質濃度が高いと正確な測定が難しい場合があるため、活性炭などを設置してバックグラウンド捕集量を低下させることが規定されている。

# 2. JIS A 1904 建築材料の準揮発性有機化合物 (SVOC) の放散測定方法-マイクロチャンバー法

#### (1) 規格化の概要

小形チャンバー法では、厚生労働省によって指針値が示された13物質の内のホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、テトラデカンに関しては放散速度の測定ができるものの、クロルピリホス、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、ダイアジノン、フェノブカルブなどの準揮発性有機化合物(SVOC)又は薬剤などは吸着性が高いものが多い。これらを精度良く測定する方法として標準化された。

#### (2) 測定原理

建材などから放散されるSVOCは、40 ℃以下では大部分がマイクロチャンバー内に吸着される。そのため、この試験は清浄空気を24時間流通させたときに試験片から放散されるSVOCを捕集した放散試験時捕集量と、その

マイクロチャンバー内に吸着したSVOCを加熱脱着したときに捕集される加熱脱着時捕集量とを合計したマイクロチャンバー捕集量及び試験片の表面積から試験対象となる建築材料の単位面積当たりのSVOCの放散速度を測定する方法である。

世界保健機構 (WHO) ではSVOCの定義を「沸点240-260 ℃~380-400 ℃の範囲の有機物」と定めているが、 国内外の資料文献、測定機関での実態調査を踏まえて、 本規格ではガスクロマトグラフィーでのSVOC測定を前 提としてその定義を次のように定めた。

**SVOC**: ガスクロマトグラフィーにおける評価において無極性カラムでの分離条件でn-トリデカン (n-C13, bp. 234 $^{\circ}$ C) とn-ヘキサコサン (n-C26, bp. 399.8 $^{\circ}$ C) の間で溶出する有機物

対象材料としては,建築用ボード類,壁紙,床材,断 熱材など,及びそれらの施工に用いる接着剤,塗料など に加え,これらを組み合わせた製品などに適用できる。

#### (3) この方法の特徴

#### 1) 捕集時間

放散時試験における捕集時間は24時間とした。この時間を少なくすると捕集量は減少するが、単位時間当たりの放散量すなわち放散速度は高くなることが知られている。しかし、安定した分析を行い、試験の再現性を高めるためには、ある程度の捕集量が必要となる。

#### 2) マイクロチャンバー法による検量線作成上の注意点

この方法によるSVOC検量線作成は、室内空気中のVOC測定又は放散チャンバー試験でのVOC測定での検量線作成法-50(標準ガス又は標準溶液を捕集管に直接添加する方法)とは異なっている。マイクロチャンバーへ標準溶液を添加し、加熱脱着過程を経て捕集剤に捕集したものに、検量線を作成する絶対検量線法が採用されている。検量線作成に加熱脱着の操作を加味することによって分析結果の真度をより高めている。但し、この操作では加熱脱着時に捕集管内に比較的温度の高い不活性ガスが通過することから、試験時には捕集管

の材質と対象化合物に対する破過容量は把握しておく 必要を推奨している。

#### 3) オゾン負荷環境下でのSVOC捕集の注意点

オゾンが存在する環境下でのガス採取では捕集管の前段にオゾンスクラバーなどを接続するが、SVOC分析ではオゾンスクラバーなどにSVOCも捕集してしまうためその使用は好ましくない。一方で、採取するガス中にオゾンが存在するとTenaxTAのような樹脂系捕集剤は基材の分解が起こってしまう<sup>2,3,4,5)</sup>。Tenax TAでは2,6-ジフェニル-p-ベンゾキノン又は2,6-ジフェニル-p-ヒドロキシキノンが主な分解物とし検出され、それにはSVOC分析の妨害となる<sup>2,3,4)</sup>。オゾン負荷環境下でVOC又はSVOCを捕集する場合には耐オゾン性の高い炭素系吸着剤を使用することが推奨されている。

#### 4) 回収率

この方法を用いるにあたって、チャンバー内に一端吸着したSVOC各成分がどの程度の割合で回収できるかを確認しておくことは非常に重要である。それにはSVOCの回収率が高いチャンバーを使用することが望ましいが、少なくとも測定前に回収率を確認しておくことが推奨されている。

これらの特徴,注意点に係る検証,考察については前掲報告書並びにJIS解説に詳細に記述されており参照願いたい。

3. JIS A 1912 建築材料などからの揮発性有機化合物 (VOC), ホルムアルデヒドを除く他のカルボニル 化合物放散測定方法一大形チャンバー法

#### (1) 規格化の概要

2003年に制定された小形チャンバー法では、家具、什器、建築材料などを実物大で測定することは難しい。そこで、これらを実物大で測定することを目的として大形チャンバー法が開発、標準化された。この規格は、大形チャンバーを用いて家具、建築材料などから空気中へ放散する揮発性有機化合物(VOC)、ホルムアルデヒドを除く他のカルボニル化合物測定方法について規定してい

る。測定対象化学物質にはホルムアルデヒドを含んでいない。ホルムアルデヒドを対象とした大形チャンバー法は、JISA 1911が規程済である。

この測定方法は家具,建築用ボード類,壁紙,カーペットなど,及びそれらの施工に用いる接着剤,塗料などに加え,これらを組み合わせた製品などに適用する。

#### (2) 標準化にあたっての懸案事項

標準化にあたっての懸案事項は次のものである。

#### 1) 測定法規格の現状

測定法並びにチャンバーの普及状況の現状については、国内外の発表論文70件余,12規格(平成15年当時)を精査し、かつ国内に導入されている大形チャンバー試験装置、分析方法の実態、実測データを踏まえ、大形チャンバーでの検証調査を実施し、その相関性の調査に基づき試験方法の標準化が図られた。

- 2) 国内のチャンバー試験装置の普及状況, その緒言と性能並びに確保すべき性能の検討
  - ・チャンバーの容積、構成材料
  - ・測定環境条件(気密性能,温度,湿度,換気回数,物質伝達率,対象成分の回収率,バックグラウンド濃度)
  - ·測定対象物質
  - ・測定対象製品,試験体の設置方法並びに試験体の数量,表面積の計算

試験条件に関しては、海外諸国では温度が+23℃ないし+25℃、相対湿度が50%RHの条件で試験を行っているのに対し、JIS A 1901では+28℃となっている。議論の余地はあるが、国内規格との整合性の確保の為に、大形チャンバー法も同様の温湿度条件で試験を行うべきであると考えた。また、国内に導入されている大形チャンバー試験装置、分析方法の実態、実測データを踏まえ、大形チャンバーでの検証調査を実施し、その相関性の調査に基づき試験方法の標準化を図った。

測定対象製品に関しては,発熱負荷による温度上昇に 関する検討など技術的な課題もある為,建築材料,部材 に関する規格として限定することが望ましいと考えた。 JIS X 6936など同様な試験方法が制定されていることを 踏まえ、今後建築材料以外の測定方法との測定装置、試 験条件などの調整が必要と考えられる。

大形チャンバー設備が満たすべき基本要件については、設計上の基本要件として測定対象物質、測定対象製品、チャンバーの内寸法及び内容積、大形チャンバーの気密性能、試験条件(温度、湿度、換気回数)、物質伝達率、回収率、バックグラウンド濃度及びサンプリング位置などが装置開発上の課題とされた。これらの課題は個々に複数の検証実験が行われ、測定装置の機能、測定方法の妥当性を決定した。これら研究開発の内容は研究成果報告に詳細しており、参照願いたい。

測定対象物質による試験方法規格の分離について,既存の規格の多くはホルムアルデヒドに限定した規格であるので,国内規格もVOC等を含めた規格と分けることにより海外規格と整合性を保つとともに,簡易な設備を許容することで対象メーカーの設備負担を軽減できると考えた。つまり,揮発性有機化合物全般を測定対象とする大形チャンバーを製作するよりも測定対象物質を特定物質に限定した大形チャンバーを製作するほうが容易であり,大形チャンバーの普及を促進するためにも,広範な揮発性有機物に対応する設備と分けてホルムアルデヒドに限定した設備として,定義することが必要であると考えた。

# 3) チャンバー試験装置と測定対象物質によって試験方法規格を分離一既往測定法との比較検証

小形チャンバー法との相関を検討することを目的とし、ビーズ法ポリスチレンフォーム (EPS) を用いて換気条件と試料負荷率を変化させ、VOCの放散速度の経時変化を比較検証した。するとn=1、L=0.4の条件を除く3条件ではトルエン、エチルベンゼン、TVOCにおいては2種のチャンバーの放散速度に差が見られるが、大形チャンバーの放散速度が他の3条件の放散速度に非常に近く、比較的高い相関が得られていると判断された。

#### 揮発性有機化合物による室内の空気汚染濃度 の低減性能を試験、評価する方法

JIS A 1906 小形チャンバー法による室内空気汚染濃度低減材の一定揮発性有機化合物 (VOC), ホルムアルデヒドを除く他のカルボニル化合物濃度供給法による吸着速度測定

#### (1) 規格化の概要

"シックハウス症候群" の問題化にあいまって,平成 15年に建築基準法等の一部が改正され、居室内における 化学物質の発散に対する衛生上の措置に関する規制を導 入するため、建築材料からのクロルピリホス放散の恐れ のある材料の使用を禁止し、ホルムアルデヒド発散材料 については発散量の基準を設定しその使用を制限すると 同時に、換気設備の設置を義務付けることが規定された。 この改正を受け,これらの汚染化学物質を吸着・分解し, 室内の空気汚染化学物質を低減化する材料の開発も行な われ、市場に様々な製品が流通するようになってきた。 最近は人々の健康安全性への関心の高まりから、このよ うな建築材料が注目されているところである。しかし、 汚染化学物質の低減化性能については、性能を評価する ための試験方法に様々な種類があり、統一されたものと なっていないため、性能の評価がまちまちであった。そ のため、標準化された適切な評価が可能となる試験方法 が要望されていた。今回制定された規格は、ホルムアル デヒドを除く他のカルボニル化合物と揮発性有機化合物 (VOC)を対象として標準化されたものである。基本的 な概念には、全く同様なホルムアルデヒドを対象とした JIS A 1905が制定されている。室内空気の清浄化機能性 建材の評価方法は、今後その他の化学物質の低減性能評 価にも発展可能なものと考えられる。対象材料はJIS A 1905と同様であり、建築用ボード類、壁紙、床材及び塗 材などである。紫外線、可視光線の存在下において分解 する触媒作用を有する材料は適用範囲外とした。

#### (2) 原理

#### 1) 低減量の性能

ガイドライン値程度の濃度の汚染物質 この規格では試験対象化学物質を含有する空気を、試験建材を設置した小形チャンバーに導き、チャンバーから排出される空気濃度の差異によって試験建材の室内濃度低減性能を測定する。試験は定常的な換気のある状況下で、試験建材の濃度低減性能を初期性能の1/2となるまで測定する。

#### 2) 低減効果の持続性能

①物理吸着の場合 粉砕した試料を充てんしたチューブ に濃度を調整した試験対象化学物質ガスを流通させ、吸 着破過したときの飽和除去量を測定し、効果の持続性を 求める。

②化学吸着の場合 ①による測定,又はサンプルに含まれる吸着化学物質の物質量と試験対象化学物質との反応理論値から効果の持続性能を求める。

反応式を用い吸着化学物質のモル数から除去量を算出するため、吸着化学物質の組成又は配合率が明らかなものだけが対象となる。それらが不明な天然物などは対象

とならない。

③分解による場合 試験対象化学物質の負荷量と性能劣化との関係は試験建材によって異なり、一律の基準(飽和吸着量に相当するもの)がないため、加速試験の結果から濃度と性能劣化係数との関係を求め、居住環境における負荷量に当てはめて性能低下を予測する。

#### (3) 懸案事項

製品のサンプリング方法及びサンプルの運搬方法並びに保存に関しては、基本的にJIS A 1901 の付属書1 または JIS A 1902に従う。試験片の養生方法に関しては規定していない。特に物理吸着を原理とする建材では、濃度低減性能に湿度が影響すると考えられる。試験条件の基本相対湿度は50%となっていることから、清浄空気下で相対湿度50%での養生が基本となる。養生期間は製品の特性に応じて設定する必要がある。また、濃度低減性能の湿度依存性を確認するための試験を行なう際は、目的に応じその相対湿度条件での養生を行なう必要がある。

(文責:本部事務局 天野 康)

#### 今回紹介した規格に関連する業務のご案内

#### ◆規格をご覧になる場合

今回公布されたJISは、側日本規格協会で販売されています。内容をご覧になりたい場合は、日本工業標準調査会ホームページでご覧になれます。JIS並びに調査研究等の資料をご覧になりたい場合は、当センター標準部で閲覧可能です。

<問合せ先>標準部 電話 03-3664-9212

#### ◆試験をお考えの方

今回紹介した試験、測定方法などの環境関連の試験、評価を希望される場合は、下記にお問合せ下さい。

- ・建材からの揮発性有機化合物の放散量測定
- ・室内空気中の揮発性有機化合物のサンプリング、分析
- ・その他、居住環境の快適性・健康安全性試験(熱、湿気、換気性能、音など)

<**問合せ先>**中央試験所品質性能部環境グループ 電話 048-935-1994 西日本中央試験所 電話 0836-72-1223

#### ◆調査研究をお考えの方

今回紹介しました規格は、経済産業省の委託を受けた「建材からのVOC等放散量の評価方法に関する標準化」等の調査研究事業における、生産、施設、製品、活用等の実態調査、規格案の作成などの成果の一部です。調査研究、技術指導、製品あるいは試験方法などの標準化を検討される場合は、下記にお問合せ下さい。

**<問合せ先>**標準部 電話 03-3664-9212



文部省の科研費で早稲田大学理工学部のキャンパスに環境試験室を作ったという話は以前この「かんきょう随想第15回」で簡単に紹介した。ここではその裏話などを記してみようと思う。

科研費エネルギー特別研究の代表者の水科教授から,自然エネルギーの研究で特別に何か目玉となるような装置を作る高額の予算をとの親切なお計らいをいただいた。すでに自然エネルギーの分野では、東北大学にタンデム型パッシブソーラーハウスを建設させていただいていたので、申しわけないような気がしていた。でも太陽エネルギーの利用には温熱環境の快適性を把握しておくことが基本的な条件であることから、環境試験室を作ることを提案したところ、よかろうということで認めてくださった。

ところが、都心にある早稲田大学の構内は狭く、環境試験室を建てる空地などない。そこで私は一計を案じて、たまたま長い間資材置場になっていた場所に眼をつけた。時の教務主任であった堀井教授に懇願して、科研費の大金を

頂くことになったからその場所を数年間使わせてください,と申し出た。その結果,その資材置場を片付けて,そこに環境試験室を作ることになった。1983年度の科研費によるもので、1,500万円だったと思う。

他大学の環境試験室は風洞タイプで、主となる測定室に整流された気流が得られるというのが条件であったように思った。そのためには大きなスペースが必要となるので、もう少しコンパクトにできないかと思案したあげく、給気側のガードスペースを工夫すれば何とかなると考えた。外形は8畳大のプレファブ2棟をつなぎ合わせたものとしたが、建築確認申請をしなければならないことになった。中の装置が本体でプレファブ小屋は鞘堂のような仮設物として認めてもらえないかと申し出たがそれはだめといわれた。またこのような大規模なものは耐用年数にして15年はあるから備品扱いになるというので、はたと当惑した。

それなら、というわけで、プレファブ小屋を建てるための建材を全部洗い出して消耗品とし、組み立て費用は労賃という形で、申請したところ、それなら研究終了後短期で廃棄処分にすることは可能である、という理由で、役所などとは関係なく作ることができた。作ってしまえばこっちのもので、どうしても撤去せよ、と言われるまでは使おうと考えていた。

さて、その具体的な環境試験室の設計にあたっては、他所にあるものと似たようなものではなく、新奇性を標榜するものにしたいと考えた。以前から温熱快適性の研究を観ていると、至適条件という言葉がよく使われていた。つまりこれは大多数の人間が平均して最も快適と感じる条件であって、空調するならそういう条件を目標値として設備を制御すれば大多数の人が満足する、という考えに基づくものと推量した。

ところが、この環境試験室はエネルギー特別研究の所産であるから、エネルギーに関係した研究を志向しなければならない。つまり温度と湿度との組み合わせについても、至適条件を求めるのではなく、快適と不快との境界を見定めることに目標を置くことにした。つまり室内の設定温度は夏なら高め、冬なら低めに設定するほうが省エネになるので、湿度との組み合わせでどこまでが不快でない範囲か

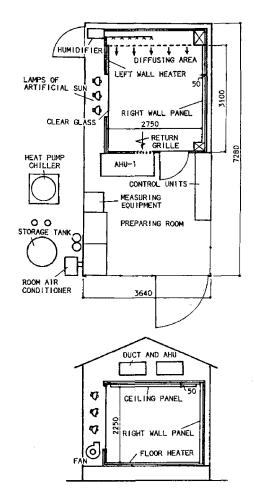


図1 環境試験室の平面図と断面図,裏に12.7MWの冷凍機と1㎡の蓄熱 槽とをこっそり設置

を探る研究をすべきだと考えた。

当時大学院生であった田辺新一現早稲田大学教授は、自然エネルギー利用建築計画の研究を志して私の研究室に在籍していたが、PMVで有名なデンマークのファンガー教授の下で温熱快適性の研究を行ってきた経験もあったので、意欲的にこの環境試験室の設計を手伝ってくれることになった。

ところがたった1部屋の環境試験室といってもビルの空調と変わらない設備や制御装置が必要となるので、実際の空調設備設計の専門家の協力も必要であった。そこで同窓でもあり以前から懇意であった新日本空調株式会社の針ヶ谷純吉さんにお願いしたところ、快く引き受けてくださった。設計ばかりでなく工事も担当していただき、経費の領収書などの書類は前述のように建材費と労務費で作っていただき、備品とならないようにすることができた。これは



図2 気流感の被験者実験,背後は整流格子のある吹き出し気 流装置,気流速の変動を正弦波など数種作った。



図3 腕にセンサーを装着した被験者,背後に人工太陽光

決してインチキをしたわけでもなく,うまい具合に工夫し た結果であって,またこうせざるを得なかったのだった。

針ヶ谷さんの部下の平岡憲司さんが空調の設計と工事監理を直接担当してくださり大変お世話になった。設備の実務に疎い私は大変に勉強になった。また以前の大林組技術研究所の回転空調実験室と共通したところもあって、そこでの経験も役に立った。

図1に環境試験室の平面図と断面図を示す。狭い空間に 欲張っていろいろなものを詰め込んだ。試験室本体の大き さは幅2,750mm × 奥行3,100mm × 高さ2,250mmで, ぎりぎり の実物大寸法をとることができた。空調機 (AHU) は直接 試験室からレタン空気を吸い,空気を所定の温湿度に処理 した後,天井裏のダクトを経て反対側の吹き出しプレナム・チャンバーへ送り出す。そこでは加湿器から水分が噴霧されて夏の高温多湿の条件ができ,そのプレナム・チャンバーの一面全体がパンチングメタルの吹き出し口となっている。天井裏と左側のガード・スペースに対しても小形の空調機で温湿度調整ができるようにした 1)。



図4 発汗量を測る精密秤、最小目盛5g、 感度1g

特にユニークな工夫は室内表面温度の調整で、天井面と右壁面には50mm厚の鋼板製空気層を設けてこの中に所定の温度の空気を流せば、薄い鉄板の室内側表面はその温度になる、というもの。これは実はファンガーのコンフォート・チャンバーで、ヴィニール・クロスの裏側に所定温度の空気を流していたのを真似たものだった。床面と左壁面の温度調整には面状ヒーターを用いた。

また、右側のガード・スペースには人工太陽を模したメタル・ハライド・ランプ400Wを9灯設置し、左壁面中央部のパネルを外すことにより、ガラスを透して人工太陽が入射するようにした。これで光環境の実験もできる。

制御可能な室内空気温度は20—39℃,絶対湿度は8—27g/kg,最大給気量は2,000㎡/hで,300㎡/hの準備室の空気が外気として取り入れられる。最大換気回数は100回/hであった。

この環境試験室での最初の被験者実験は、日本の蒸暑条件での温熱快適性について1984年秋に行われ、結果を翌年の日本建築学会に発表したところ、大きな反響を呼んだ。太陽エネルギーの木村研究室がついに温熱環境の分野に乗り出してきた、という評判になった。その後もかなりの額の種々の機器類を注ぎ込んで、装置も次第に充実していっ



図5 前室の様子、ここで被験者達は30分間休憩する。正面は制御盤

た<sup>2)</sup>。多くの学生、例えば、伊土晋平、光岡賢一、百瀬隆、 横山大毅、川原井大、原俊広、杉浦康久、秋元孝之、伊藤 昭、片岡勉、木村剛久、藤野健治、内野慶久、秋山尚之、 岩下剛、岩田利枝、高野恭輔、田宮建司、近岡正一、牛山 美緒などの諸君がこの研究施設で実験研究を行い、その成 果を学会に発表し、卒業論文や修士論文<sup>3)</sup>をまとめた。

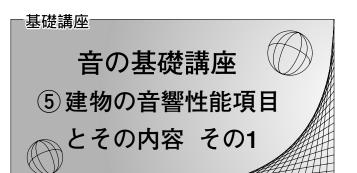
ところがこの試験室を用いた研究で博士論文3)を仕上げたのは田辺新一君ただ一人で、その意味では勿体ないことをしたと思っている。彼はやがて、ファンガー先生の研究室で知り合いになったお茶の水女子大学の長谷部ヤエ先生に誘われて、お茶の水女子大学に就職し、そこでさらにもっと立派な環境試験室を製作して、ますます研究成果を伸ばしていった。その頃、早稲田大学の環境試験室は撤去される運命に遭ったが、蓄熱槽や冷凍機など主な機器はお茶の水大学に移管されて一部の余命を繋ぐことができた。

当時,学会では温熱快適性の研究が華やかであったため, この環境試験室はその方面での研究に大いに役に立つこと となった。国際会議でも多くの研究発表を行い,海外の研 究者からも好評を得て,国際仲間も次第に増えてきた。

この環境試験室に関わる想い出は数多くあり、私の研究 人生の中でも特筆すべき模様となっている。

#### <対献>

- 1) 木村建一,田辺新一,針ヶ谷純吉,平岡憲司:早稲田大学環境試験室の概要,空気調和・衛生工学会学術論文集(1984),pp.689~692
- 2) 田辺新一,木村建一:夏季の成人の温冷感と快不快感に関する試行 実験,日本建築学会計画系論文報告集,第368号 (1986),pp.31~41
- 3) S.Tanabe: Thermal Comfort Requirements in Japan,早稲田大学学位論文, (1988.3)



第3回までは、「音」についてある程度基本的な事を説明 してきました。今回からは、建築環境に関わる音について、 より具体的に説明をしていきます。

#### 残響時間とは

図1に示すように室内である音源から音を出し、定常状態から音源を停止した時、室内の音エネルギーはその瞬間に消滅せずしだいに減衰していき聞こえなくなります。これを残響といいます。そして、残響を量的に表すのに残響時間を用います。残響時間とは、音源が停止してから室内の音エネルギー密度が最初の10<sup>-16</sup>すなわち定常の値から60dB減衰するのに要する時間をいい、(1) 式によって表されます。

残響時間 
$$T = \frac{0.16V}{-S \ln(1-\alpha)}$$
 (秒) · · · (1)

ここに, V:室の容積 (m³)

S:室内総面積 (m²)

α:平均吸音率(後述にて説明)

これはEyringの残響式とよばれます。残響時間は室の寸法、形、内装材の種類等、室固有の値だけで決まる室の音響特性を表しています。

#### 内装表面の吸音率

#### (1) 吸音率

壁などの部位に音波が入射したとき、一部は反射し、残りは吸収・透過するということは第2回目で説明しました。 例えば壁に入射する音のエネルギーをE<sub>i</sub>とすれば、そのエ

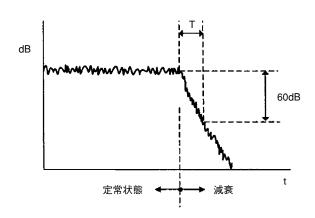


図1 残響時間

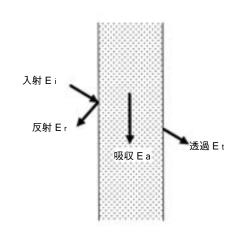


図2 吸音

ネルギーは図2のように大別されます。このとき、反射音以外を全て「吸音」といいます。この「吸音」によって、室内の音のレベルを小さくすることが出来るのです。そして、吸音の程度を表すのに吸音率を用います。

吸音率は(2)式によって表されます。

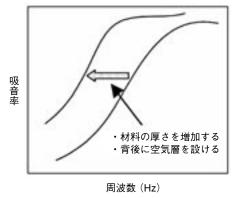
$$E_i = E_r + E_a + E_t$$

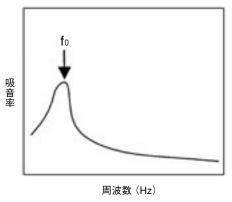
このとき

吸音率 
$$\alpha = \frac{E_i - E_r}{E_i} = \frac{E_a + E_t}{E_i}$$
 · · · (2)

#### (2) 吸音材料

吸音材料とは、吸音を目的として使われる材料であって、 ある程度の吸音効果をもった材料のことを言います。吸音 材料は吸音機構によって大別すると次の3つに分類されま す。





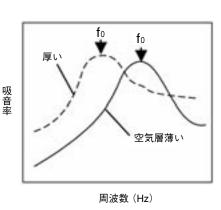


図3 多孔質材料

図4 板状(膜状)材料

図5 あなあき板材料

#### a. 多孔質材料

材料の中に多数の小さな空隙や連続した気泡があり、適度な通気性を持っている材料が該当します。図3に示すように吸音特性は中高音域に高い吸音率を持ち、材料の厚さを増したり背後に空気層を設けたりすると低音域の吸音率が向上します。

主な材料に、グラスウール、ロックウール、吹き付けロックウール、硬質ウレタンフォーム、フェルト等があります。

#### b. 板状(膜状)材料

通気性の全くないボード類や金属板,膜状材料は素材自身では吸音性能を持っていません。しかし,その背後に空気層を設けると音があたることにより板が振動し,板の内部摩擦や支持部での損失により吸音力が生まれます。

板を質量,空気をバネとした共鳴周波数において吸音率が最大となります(3式参照)。**図4**に示すように吸音特性は低い周波数に高い吸音率を持ちます。

$$\mathbf{f}_0 = \frac{\mathbf{c}}{2\pi} \sqrt{\frac{\rho}{\mathrm{ML}}}$$
 (Hz) · · · · · (3)

ここに、 $f_0$ : 共鳴周波数  $\rho$ : 空気の密度

c:音速 M:板の面密度

L:背後空気層

主な材料に、合板、せっこうボード、硬質繊維板 (ハードボード)、ビニルシート等があります。

#### c. あなあき板材料

あなあき板の背後に空気層を設けることで、共鳴による

吸音機構が構成されます。吸音特性は、板の厚さ、孔径、孔のピッチ、背後空気層の厚さにより決まります。図5に示すように吸音特性は共鳴周波数に対応したピークを持ちます(4式参照)。中周波音域に高い吸音率を持ち、共鳴周波数を中心にした山形の特性になります。

$$\mathbf{f}_0 = \frac{\mathbf{c}}{2\pi} \sqrt{\frac{\mathbf{p}}{\mathbf{t}' \mathbf{L}}} \qquad (\text{Hz}) \quad \cdot \quad \cdot \quad \cdot \quad (4)$$

ここに, f<sub>0</sub>:共鳴周波数 p:孔の開口率

L:背後空気層 c:音速

t':板の実効厚さ d:孔の直径

t'=t-0.8d t:板の厚さ

主な材料に、あなあきせっこうボード、あなあきアルミニウムパネル等があります。

#### 室内騒音レベルの評価

音の大きさの感覚、材料の吸音特性は周波数によって異なるという事はこれまでの説明で分かると思います。したがって騒音対策などを行う場合、騒音がどのような周波数特性を持っているかを知る必要があります。室内騒音レベル(騒音レベルについては2008年2月号に掲載)を評価する上で、日本建築学会により遮音性能・減音性能の判断基準としての適用等級が定められています。この評価を基に、帯域毎に必要な減音量を満足する対策を立てる事が出来ます。

#### (1) 室内騒音の表示方法

室内騒音はJIS Z 8731 「騒音レベル測定方法」によって測

表1 室内騒音に関する適用等級

建築物	室用途	騒音レベル(dBA)			騒音等級		
连木100		1級	2級	3級	1級	2級	3級
集合住宅	居室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
ホテル	客室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
事務所	オープン事務室	40	45	50	N-40	N-45	N-50
	会議・応接室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
学校	普通教室	35	40	45	N-35	N-40	N-45
病院	病院(個室)	35	40	45	N-35	N-40	N-45
コンサートホール・オペラハウス		25	30	_	N-25	N-30	_
劇場・多目的ホール		30	35	_	N-30	N-35	_
録音スタジオ		20	25	_	N-20	N-25	_

表2 適用等級の意味

適用等級	遮音性能の水準	性能水準の説明
1 級	遮音性能上優れている	建築学会が推奨する好ましい性能水準
2 級	遮音性能上標準的である	一般的な性能水準
3 級	遮音性能上やや劣る	やむを得ない場合に許容される性能水準

定し、建物の内部騒音に関する騒音等級の基準周波数特性 (図6)と比較します。測定値がすべての周波数帯域においてある基準曲線を下回るとき、その最小の基準曲線の呼び方により遮音等級を表すものとします。ただし建物の現場測定結果においては、測定精度等の理由から各周波数帯域の測定値は基準曲線を2dB上回ることを許容しています。

例えば**図6**の現場測定結果は125HzでN-30曲線を2dB超えていますが、2dBまで許容範囲なのでこの内部騒音の遮音等級はN-30となります。

#### (2) 室内騒音に関する適用等級

表1に室内騒音に関する建物、室用途別適用等級を示します。この値は、空調騒音、外部からの工場騒音のようなほぼ定常的な騒音に対して規定されています。なお、適用等級は通常の使用状態でほぼ表2に示す意味を持ちます。

例えば図6における測定結果の測定場所が劇場であれば、 N-30は1級に相当するので「建築学会が推奨する好ましい性 能水準」と言えます。

(文責:環境グループ 古里均,緑川信)

#### 【参考文献】

- 1)田中、武田、足立、土屋:建築環境工学(1995 井上書院)
- 2) 前川純一:建築·環境音響学 (1990 共立出版)
- 3) (財)小林理学研究所:騒音·振動入門研修講座資料
- 4) 日本建築学会:建築物の遮音性能基準と設計指針(1997 技報堂出版)

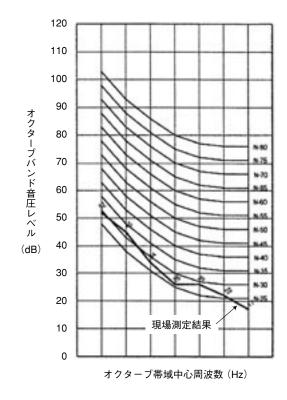


図6 建物の内部騒音に関する騒音の基準周波数特性

# 労働安全衛生マネジメントシステム規格 OHSAS18001:2007 改訂のポイント

香葉村 勉\*

#### はじめに

労働安全衛生マネジメントシステム規格OHSAS18001 は、安全衛生に関する仕様として1999年に制定されて以来、世界中で第3者認証や参考規格として使用されてきました。今回、2007年7月に改訂された背景には、勿論他のマネジメントシステム規格との整合という点もありますが、それ以上に旧版の明確化、労働安全衛生に関する社会的ニーズの高まりも一因となっています。それは、マネジメントシステムの改善体制に穴はないか、本質的な安全衛生に繋がるようシステムが活動しているか、などの点を強化するための改訂です。

2007年版の前書きには、いくつかの改訂点が強調されています。

- (1)「健康」面がより強調された(安全面だけではない)。
- (2) 事故やヒヤリハットを「発生内容の重大性」という側面から捉えるために、"事故"、"ニアミス"、"ヒヤリハット"等を区別せずに、「発生事象(インシデント)」という言葉で統一した。また、発生事象の調査に対する新しい要求事項を導入した。
- (3) "危険源" の新たな定義では、"財産の損害又は職場環境の損害" が除かれた。
- (4) OH&S (労働安全衛生) の計画の一部として新しい要求事項「管理策の階層」を導入した。
- (5) 変更のマネジメントに、より明白に対処している。
- (6) "順守評価" に関する新しい条項を導入した。
- (7) 参加及び協議に対する新しい要求事項を導入した。

また,適用範囲の概念として,旧版ではあまり意識されていなかったサイト外の活動や近隣の利害関係者の安

全・健康に言及している件も見逃せません。

それでは、これまでと何が違うのかを詳しく見ていき ましょう。

#### (1)健康面の強調について



OHSASの「H」はHealth (健康)であり、表題から考えれば「安全」と「健康」に関するリスクアセスメントは同等に行われるべきですが、一般的に、また法や規格でさえも「安全」側に偏った形でリスク低減がなされているのが現状です。個人の「健康」面に企業がどこまで関われるのかと言う問題もあるため、基本的には「安全」面からリスク低減を行う形になるのは当然なのですが、それでもOHSAS規格としてはあまりにも「健康」面を省みていないと言う反省から、この点が見直されたようです。但し、「安全」面と対等なところまで「健康」面に留意した規格になったかといえばそうでもなく、「以前よりは強調された」という程度に留まっています。以下は要求事項に表れた主な「強調点」です。

- ①4.2方針,における「~病的健康状態の予防」に関するコミットメントが要求されている。
- ②4.5.1パフォーマンスの監視及び測定,において,管理策の有効性の監視に「(安全に関して,とともに,健康に関しても)」という但書がつけられている。

#### (2) 発生事象 (インシデント) について



2007年版では、旧版で分けられていた"accident(事故)" と "incident (事故誘因)"という言葉が統合され、全て "incident (発生事象)"とされました。

規格の定義は次のとおりです。

負傷又は病的健康状態 (厳しさと無関係),若しくは不 慮の死を引き起こす,又はその可能性がある作業に関連 する事象

参考1 事故とは、負傷、病的健康状態又は不慮の死を 引き起こした発生事象である。

参考2 負傷,病的健康状態又は不慮の死が起こらない発生事象は,"ニアミス","ニアヒット","危機一髪", "ヒヤリハット"とも呼ばれる。

参考3 緊急事態とは、特別なタイプの発生事象である。

例えば、一歩間違えば「不慮の死」が発生していたような、非常に重大だが災害には(たまたま)至らなかったインシデントを「ヒヤリハット」のような言葉に置き換えると、実際に起こった「事故」に比べて管理が低レベルになりやすく、せっかく「ヒヤリハット」で重大事故の予兆を掴んでいたにも関わらず事故に至る例が多いというのが事実です。

「regardless of severity (厳しさと無関係)」という言葉は、その「重大性に関わらず」と言う意味です。即ち、事故が実際に起こったか否かではなく、そのインシデント(発生事象)がもつ、本来の重大性に着目するよう規格が変更されたと言えるでしょう。

追加要求事項4.5.3.1 (発生事象調査) では、生じた事象がもつ「厳しさ(重大性)」を認識し(3.9参照)、発生原因となっている(又は関連すると思われる) 隠れたOH&Sの欠陥及び他の要因を決定することで、是正・予防につなげるよう求められています。また、発生事象の調査はタイムリーに(直ちに)行う事が要求されています。

また、4.4.3.2参加及び協議において、「a) 次の事項に よる労働者の参加一発生事象の調査への適切な関与」が 示されました。

#### (3) 危険源の定義について



旧版では定義の一部として明記されていた「財産の損害」及び「職場環境の損害」が削除されました。「財産の損害」及び「職場環境の損害」については、事故等による人的被害の他に発生する、設備や輸送機械や製品の破損費用等までは「この労働安全衛生リスク」やOHSMSの対象(例えば安全衛生上の是正処置)には含めていない、と言った意図です。

但し、この定義変更によって、<u>物損事故やそれに類するヒヤリハットが労働安全衛生リスクに繋がっていないと言う事を意味するようになった訳ではありません</u>。物損事故等の結果の処理は労働安全衛生マネジメントの範囲外ですが、その「発生事象((2)参照)」が「負傷」、「病的健康状態」、又は「不慮の死」を引き起こさないとは言えないためです。

従って、危険源がもたらすリスクの対象が、人間の「負傷」「病的健康状態」のみを指すようになっただけで、現時点で存在する危険源の種類がそれほど減少するとは考えにくいでしょう。

この改訂には、次のような内容が他のマネジメントシ ステム規格と被っていることが背景にあるようです。

1.適用範囲では次のように扱われています。

このOH&S規格は、労働安全衛生を取り扱うことを意図しており、従業員の福利厚生プログラム、製品安全、財産の損害又は環境影響のような、その他の健康及び安全分野を取り扱うことは意図していない。

従業員の福利厚生プログラム (⇒従業員満足 JIS Q 9005),製品安全 (⇒安全・適正な使用に関する製品特性

他 JIS Q 9001), 財産の損害 (⇒リスクマネジメント JIS Q 2001やJIS T 14971等), 環境影響 (⇒環境側面 JIS Q 14001) など, 他の規格と被る部分は「統合マネジメン トシステム (IMS)」として取り扱うと良いかもしれませ ん。

# (4) 管理策の階層について

一般的に,リスクを低減するための管理策(対策)には「階層(ランク分け)」が存在するため,4.3.1章において「危険源の特定」,「リスクアセスメント」に加え「管理策の決定」が追加されています。

#### 4.3.1 (抜粋)

管理策を決定するとき,又は既存の管理策に対する変更 を検討するときは,次の階層に従ってリスクを低減する ように考慮すること:

- a) 排除
- b) 置換え
- c) 工学的な管理策
- d) 標識/警告及び/又は指令的な管理策
- e) 個人用保護具

これは、OHSAS18002:2000では次のように述べられています。

リスクアセスメントの手段としては、危険源除去の原理を実施可能な限り反映する事が望ましく、次善の策としてリスクの低減(危害の発生する可能性の低減又は傷害や損害の潜在的重大性の低減)を講じ、最後の手段として人身保護具(PPE)の採用を考える。(OHSAS18002:2000 4.3.1d)1)) 冒頭文より)

保護具着用は最も基本的かつ低位の管理策として取扱 うことを考慮するように求めています。

この対策ランキングは、特定する危険源やリスクアセスメントの手順にも大きく関わってきます。即ち、階層が下位の管理策では依然として危険源は多く残存しており、特に「4.3.1c)人間の行動、能力、人的要因」によって、リスクは減少しないことがままあるからです。

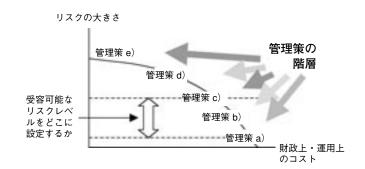
例えば危険源「床開口部」であれば、様々な管理策を考える事が可能です。組織が財政上・運用上許せるのであれば、一番良い方法は開口部をなくしてしまう[a)排除]か、階段



状設備の設置 [b) 置換え] など別の方法をとることがリスクの大幅な低減に繋がりますが、運用上それらが許されないのであれば、以下のような対策が考えられます。

- ①保護具(例えば安全帯)を着用するよう指示する。⇒ しかし着用しない。又は支持物にフックを固定してい ない。或いは指示後半日程度は実行するが、その後ま たしなくなる。(d)(e)
- ②近づかないように指示した⇒しかし近道しようとして、落ちる。(d)
- ③「開口部あり」の看板を表示した⇒しかし見落として, 落ちる。又はわかっているのに, 落ちる。(d)
- ④柵を設置する⇒しかし乗り越えて,落ちる。(c)
- ⑤蓋を設置する⇒開けっ放しになって. 落ちる。(c)
- ⑥落下防止ネットの設置⇒落ちるが、ケガの程度が軽くなる。(c)

余程繰り返し指示或いは定常的な監視,又は訓練による高度な意識付けを行わなければ,発生確率に大した変化は生じません(但し,ここで意識付け(自覚)に成功すれば,自覚した個人のリスクは大幅に軽減されるでしょう)。一方,工学的管理策の一部(④,⑤は発生確率をそ



れなりに減らすことが可能です。また、⑥の落下防止ネットは、ケガの重大性も低減しています。

組織は、定常作業時の運用上・財政上のコスト(手間や費用等)と、リスクが引起すかもしれない「発生事象」(②参照)によるコスト(手間や損失)を比較しながら、「組織として残留したリスクをどの程度まで受け入れるのか」を考慮することで、リスク対策のレベルが決定されることになるでしょう。

# (5) 変更のマネジメントについて

組織が活動内容を変更する際には、導入前に関連する 危険源の特定とリスクアセスメントを実施する事が各所 に明記されました。

まず、4.3.1危険源の特定及びリスクアセスメントの手順は次のとおりです。

- a) 組織の活動,又は材料に関する変更又は変更提案
- b) 一時的変更を含む, OH&Sマネジメントシステムに対 する修正, 並びに運用, プロセス及び活動に対する その影響

引き続き、次のように記述されています。

変更のマネジメントに関して、組織は、OH&Sマネジメントシステム又はその活動に関する変更を導入する場合には、その変更を導入する前に、関連するOH&S危険源、及びOH&Sリスクを特定すること。

更に、4.4.6運用管理は次のとおりです。

組織は、OH&Sリスクを管理運営するために管理策の実施が必要な場合、特定された危険源に関連する運用及び活動を特定すること。これには、変更のマネジメントを含むこと(4.3.1を参照)。

また4.5.3.2是正及び予防処置は次のとおりです。

是正処置及び予防処置が,新規の又は変化した危険源,若しくは新規の又は変更した管理策を特定する場合,その手順では,その実施に先立ってリスクアセスメントを行ってから是正処置及び予防処置をとるように要求していること。

※この4.5.3.2の項目は旧版にも同様の部分があります。

これらの改訂は、PDCAサイクルのAからP一即ち変更管理の際には、あらためてリスク評価を行い、実行計画へと反映させる仕組みを「意識」させることが狙いです。これまでもこの仕組みは必要でしたが、変更のマネジメントがなかなか定着しない組織が多く、今回の強調された改訂に繋がりました。

# (6) 順守評価について



2007年版では、法的及びその他の要求事項に関して順守評価を行い、定期的な記録を残すことを要求しています。旧版では、4.5.1「パフォーマンスの測定及び監視」に「法的要求事項の遵守」に関連する項目がありましたが、独立して4.5.2にまとめられました。これはISO14001:2004の改訂に従ったものです。

## (7)参加及び協議について



旧版の4.4.3 「協議及びコミュニケーション」が2つの要求事項に分かれ、4.4.3.1 「コミュニケーション」と4.4.3.2 「参加及び協議」となりました。

4.4.3.1では内外に対するコミュニケーション,特にb) では請負者及び来訪者に対するコミュニケーションが明記されています(旧版の要求事項においては,この点が明確ではありませんでした)。また,4.4.3.1c)では,外部の利害関係者からのコミュニケーションについて,受付,文書化が必要であることが示されています。これは,ISO14001:2004改訂を受けたものです。

4.4.3.2では、新たに「a) 次の事項による労働者の参加一発生事象の調査への適切な関与」が示されました。繰り返しになりますが、発生事象とは事故やヒヤリハッ

ト全般のことです(②発生事象 を参照)。

また,4.4.3.2b) にはシステムに変化が生じた場合,請 負者と協議する事が明記されました(この点も旧版では 明確ではありませんでした)。このように,様々な面に おいて明確化が図られています。

# (8) 適用範囲の認識 (特に,近隣等の利害関係者)

について





2007年版の1.適用範囲a)においては,「危険源に曝される可能性がある要員及びその他の利害関係者に対するリスクを除去し…」とあります。実は、旧版でもこの表現は同じですが、旧版の要求事項はあまり「その他の利害関係者」のリスクに言及していません。この版では、近隣や外部を移動中・出張中の要員に対するリスクにも、かなり言及されているのが特徴の一つです。

3.12 「労働安全衛生」では、次のように定義しています。

従業員又は他の労働者(臨時雇用労働者及び請負者を含む),来訪者又は職場(3.23)内にいるその他すべての関係者の安全衛生に影響を与える,又は影響を与える可能性のある諸条件及び諸要因。

参考 組織は、職場そのものの外部にいる者,又は職場の活動に曝(さら)される者の,安全衛生に関する法的要求事項を受ける必要がある場合がある。

「従業員又は他の労働者(臨時雇用労働者及び請負者を含む),来訪者又は職場(3.23)内にいるその他すべての関係者」が含まれる点に関しては、大きな変更点はありません。一方、職場の外に関する部分に関する言及が追加されました(後述4.3.1e)を参照)。

例えば、職場から発生する物質が近隣等に影響を与える場合(例えば、アスベスト等の有害物質)が考えられるでしょう。4.3.1の参考1(後述)にもありますが、このような外部の人間等に関わる危険源は、環境側面(ISO14001)として評価したほうが適切な場合もあります。



また、3.23「職場」の定義にはこのように表現されています。

組織の管理下で作業に関連する活動が実施される物理的な場所。

参考 職場を構成するものは何かを考慮する場合、組織(3.17)は、例えば、旅行中又は移動中であったり(例:自動車、飛行機、船舶又は鉄道を利用して)、依頼人又は顧客の建物の中で作業したり、若しくは自宅で作業したりする要員に対してOH&S影響を考慮に入れるとよい。

「職場」の範疇としては、いわゆる事業場に加えて通勤、外勤、出張などの外部で働く又は移動中の人や、テレワークのような自宅で勤務するような場合も考慮に入れると良いとしています。法的にも、通勤途上災害や自宅勤務での災害が、労働災害として認定されるケースがあります。

次に、4.3.1の危険源の特定及びリスクアセスメントの 手順の中では、以下のように要求されています。

危険源の特定及びリスクアセスメントの手順は,次の事項を考慮に入れること。

- d) 職場内において組織の管理下にある人の安全衛生に 悪影響を及ぼす可能性がある,職場外で起因し特定 される危険源
- e) 組織の管理下にある作業に関連する活動によって職場近辺に生じる危険源

**参考1** そのような危険源は、環境側面として評価することがより適切な場合がある。

d) の, 職場外に起因する危険源には, 例えば以下のようなものが考えられます。

①職場外を移動中或いは仕事中に発生する危険源。例え

ば車で移動する際の交通量の多い産業道路など。

- ②近隣等で発生している危険源。例えば近所の工場から 発生している粉塵など。
- ③食物を摂取する際の危険源。例えば仕出し弁当など。
- ④気候に起因する危険源。例えば熱波,寒波などによる 高気温,積雪,氷の発生など。

緊急事態に関連する危険源 をここで考える場合は,自然 災害などについても考慮して もよいでしょう。



e)は、旧版では殆ど触れられていなかった、職場近辺に生じる危険源を特定するよう要求されています。職場の近辺に及ぼす影響は、適用範囲内の人員とは限らないかもしれません(前述の定義3.12労働安全衛生を参照)。但し、これは下の参考1でも述べられているように、環境マネジメントシステムを運用している場合は、既に「環境側面」として別途取り扱われるほうが適切かもしれません。

尚,4.4.7「緊急事態への準備及び対応」では緊急事態の対応を計画する際,組織は関連する利害関係者のニーズ,例えば,緊急事態サービス及び隣人について考慮すること(4.4.7抜粋)が明記されています。「隣人(近隣住民又は事業所)」が、少なくともこの項目で言う利害関係者であり、緊急事態対応計画の考慮事項として要求されています。

# 最後に



基本的に「まえがき」で述べられている主な改訂点を中心に解説してきましたが、他にも、ISO14001やISO9001に準拠した改訂(例えば、マネジメントレビュー等)や、原文では変更されていないにも関わらず日本規格協会が訳文を変更したところ等、一概にマイナーチェンジとも言えない部分が多々あります。

例えば、旧版で「定期的に (on a regular basis)」と表 現されていた訳語が、原文は変更されていないのですが、 2007年版では「定常的に」という言葉に置き換わってい ます。正確な意図は不明ですが、4.4.7等、他所で使用さ れている「定期的 (periodically) との差別化を図ったのか もしれません。「on a ~ basis」は「~的に」(例:on a weekly basis (毎週のように)) という意味で,「regular (普通)」と言う単語には「ある定期的な間隔のイベント に対して、ある程度頻繁又は毎回含まれる | というイメ ージが含まれています。例えばテレビ番組で毎週毎回出 演しているタレントは「レギュラー」 であるし, 「○って いいとも」で毎週○曜日に出演しているタレントもやは り「レギュラー」と呼べますが、それ以外はそれなりに 頻繁に出演していてもやはり「ゲスト」と呼ばれること を考えれば分かり易いでしょうか。訳語の「定常的」と いう単語にも、「常日頃」というニュアンスが感じ取れま す。

即ち,今回の改訂ポイントは「明確化,或いは意図をより明確にするための詳細化」という点にあるようです。このような改訂は規格の自由度を下げるものであり、ISO14001などでは採用されておりませんが、近年の規格使用者のニーズはむしろ詳細化のほうにあるようです(例えば、2005年に発行されたISO27001(情報セキュリティMS)は、同じリスクアセスメント規格でありながら、非常に詳細な要求事項が設定されています。

労働安全衛生マネジメントシステムは、人命及び人生にダイレクトに繋がる仕組みです。もし旧版の曖昧さが、皆様のシステムに穴を開けている一因となっていたのであれば、今回の改訂はシステムを振り返るための格好の機会を与えてくれることでしょう。この改訂が、リスク低減のPDCAステップアップ、或いは見逃されていたリスク発見に繋がる事を願って止みません。

\*プロフィール -----

香葉村 勉(かはむら・つとむ) (財建材試験センター ISO審査本部 開発部技術主任



# 新JISたより

# JIS認証取得後の 留意点について

JIS認証取得後に生産条件の変更又は規格改正等がある場合は次のような手続きが必要となりますのでご留意ください。

# 1. 認証区分を追加又は変更する場合

日本工業規格表示認証追加申請書を提出する。

# 2. 認証区分内で種類等を追加する場合

日本工業規格表示製品認証変更申請書(変更届)を 提出する。

# 3. 生産等の条件を変更する場合

### (1) 材料の変更

- ①原則として通常の生産活動開始2週間前までに技術 的生産条件の変更届を提出する。
- ②社内規格(改正)の状況が確認できる資料の提出及び試験成績書等、付随する資料を添付する。
- ③臨時審査及び製品試験は原則として実施しない。 ただし、提出資料に疑義が生じた場合には、臨時 審査又は必要があれば製品試験を実施する。
- ④認証マークの表示継続については,変更年月日 (通常の生産開始日)以降から可能とする。

# (2) 品質管理責任者の変更

- ①原則として,変更の2週間前までに技術的生産条件の変更届を提出する。
- ②社内規格(改正)の状況が確認できる資料及び添付 資料の提出する。
- ③臨時審査及び製品試験は原則として実施しない。 ただし,提出資料に疑義が生じた場合には,臨時 審査を実施する。

# (3) 製造工程の変更

①原則として,通常の生産活動開始2週間前までに技 術的生産条件の変更届を提出する。

- ②社内規格の改正状況及び変更内容を記載した資料 (品質管理実施状況説明書)並びに添付資料を提出 する。
- ③当該変更により当該製品が日本工業規格に適合しなくなる恐れがない場合において,臨時審査及び製品試験は実施する場合がある。
- ④審査は,変更年月日(通常の生産活動開始日)から 原則3ヶ月以内に実施する。

#### (4) 認証マークの表示継続について

変更年月日(通常の生産開始日)以降から可能とするが,臨時審査及び製品試験で重大な不適合が発生した場合には,改善状況が確認できるまでは,変更年月日まで遡って認証マークを抹消させる。

# 4. 臨時の認証維持審査が実施される場合

## (1) JISが改正された場合

JIS の改正によって認証製品がJISに適合しなくなるおそれがあるとき、又は認証取得者が品質管理体制を変更する必要があるときはJIS Q 1001の12. 2に基づき臨時の認証審査を実施する。

なおJISが改正され認証維持審査が行われる場合は JIS改正後1年以内に行われるので、認証取得者は早い 段階で改正JISに照らして社内規格の見直・改正、品 質管理体制の見直しを準備されるとよい(JIS Q 1001 の17参照)。

## (2) 第三者からの申し出があった場合

認証製品がJISに適合しない旨又は認証取得者の品質管理体制がJIS Q 1001の附属書2に規定する品質管理体制の基準に適合しない旨,第三者から申し立てを受けた場合であってその蓋然性が高いときには,当該事実を把握した後,速やかに規定に基づき工場審査及び製品試験を行う(JIS Q 1001の12.2 (c)参照)。

## 5. 定期的な認証維持審査が実施される場合

認証後,定期的な維持審査はJIS Q 1001の12. 2に規定する臨時の認証維持審査の有無にかかわらず,認証契約を締結した日から起算して,3年ごとに1回以上の頻度で定期的に「認証継続」を得る必要がある。なお当センターでは1年前に認証継続の有無を確認する。

(文責:製品認証部 若木和雄)

# 試験室紹介

# 福岡試験室

# 1. はじめに

福岡試験室は昭和55年3月,福岡県庁舎移転による福岡県建築材料試験室の廃止に伴い試験業務を受け継ぐ形で開設致しました。

また,平成18年には試験機関としてJNLA認定試験事業者(登録番号:040189JP)を取得しました。



#### 2. 業務内容

福岡試験室の主な試験設備及び主な試験項目を右表に示します。

#### ◆試験設備

福岡試験室では横型タイプの2000kN引張試験機(**写真1**)を設置しています。この試験機の特徴は従来の縦型に比べ 掴み間隔を長くとれることです。最長1.5mの試験体で引張 試験が可能であり、D51の機械継手においても十分な掴み 間隔をとることができます。

また,近年のコンクリートの高強度化に対応する為,3000kN自動圧縮試験機(写真2)を昨年設置しました。

# ◆試験項目

福岡試験室では、右に示した試験項目のうち、土木・建築工事におけるコンクリートの圧縮試験、セメントミルク・グラウト等の圧縮試験及び鉄筋の引張試験が業務の大半を占めています。

この3つの試験については、試験報告書の発行を急がれる お客様の要望に応え、試験日の翌日に発行できる迅速な対 応に努めています。

### ◎試験設備

- ◆コンクリート関係
- ·3000kN自動圧縮試験機
- ·2000kN自動圧縮試験機
- ・500kN自動圧縮試験機
- ・標準養生水槽
- ・現場水中養生水槽
- ・コンクリート端面研磨機
- ・コンクリートカッター

# ◆鉄筋関係

- ·1000kN自動万能試験機
- ・300kN万能試験機
- ·2000kN自動横型引張試験機
- ・300kN曲げ試験機

# ◎試験項目

- ・コンクリートの圧縮試験
- ・セメントミルク・グラウト等の圧縮試験
- ・鉄筋の生材及び各継手の引張及び曲げ試験
- ・鉄筋のフレア溶接継手の引張及び断面マク ロ試験
- ・コンクリートコアの圧縮及び中性化試験



2000kN自動横型引張試験機



3000kN自動圧縮試験機

# 福岡試験室

**〒 ₹** 811-2205

福岡県糟屋郡志免町別府柏木678-6

TEL: 092-622-6365 FAX: 092-611-7408

### ◎周辺案内

福岡の名所の一つに太宰府天満宮があります。菅原道真が祀られている有名な神社ですが、実は「かおり風景100選」「新日本様式100選」にも選ばれています。

当試験室にお越しの際は、こちらも楽しまれてはいかがでしょうか。

# ◎スタッフ

福岡試験室では技術系6名・事務系4名のスタッフで業務に対応しており、試験の正確性・迅速性をモットーに業務に励んでおります。

#### ◎アクセス

#### 最寄り駅から

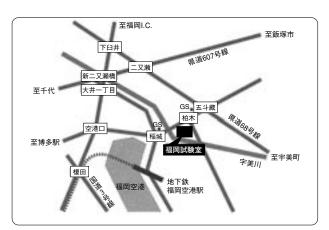
- ・地下鉄福岡空港駅より徒歩10分
- ・JR博多駅よりバス約20分(西鉄バス32番路線 別府下車)

# 北九州方面より車でお越しの場合

九州自動車道福岡ICより福岡都市高速に乗り換え,空港通出 入口を降りて5分

# 太宰府方面より車でお越しの場合

九州自動車道太宰府ICより福岡都市高速に乗り換え、金の隈 出入口を降りて15分





スタッフ一同

# ニュース・お知らせ

# 小山智幸准教授の講演会を開催 西日本試験所

西日本試験所では例年,職員研修として西日本試験所技 術委員の先生方に最新情報を交えた講演をお願いしていま す。

今年度第2回目は、3月7日に国立大学法人九州大学人間環境学研究院の小山智幸准教授をお迎えし、『研究の失敗談とその解決の過程』と題して講演会を開催しました。

無機副産粉体のコンクリートへの有効利用を研究している過程での失敗談を交えた実験データの見方、解析方法に



ついてのお話は、「とりあえずやってみる。」「結果に右往左往せず、謙虚に受け止める。」「用語の定義をはっきりとする。」など、試験や研究の違いはありますが「心構え」や「データの取り扱い方」など勉強になることばかりでした。

また、微細材料を添加することによるコンクリートの変化及び性状を知ることができ、大変有意義な講演会でした。

# 新JISマーク表示制度に基づく製品認証登録

製品認証部では、平成20年1月29日~平成20年2月14日に下記企業229件について新JISマーク表示制度に基づく製品を認証しました。 http://www.jtccm.or.jp/jismark/search/input.php

認証番号	認証取得日	認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分
TC0107112	2008/1/29	開進コンクリート工業(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0107113	2008/1/29	高嶋コンクリート工業(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0107114	2008/1/29	東陽コンクリート工業㈱	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0107115	2008/1/29	共和コンクリート工業㈱/旭川工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0107116	2008/1/29	共和コンクリート工業㈱/士別工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0107117	2008/1/29	共和コンクリート工業㈱/美幌工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0107118	2008/1/29	㈱旭ダンケ旭川支店/東鷹栖工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0107119	2008/1/29	㈱旭ダンケ旭川支店/東鷹栖工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0107120	2008/1/29	(有)東洋コンクリート/北央工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0107121	2008/1/29	北海道コンクリート工業㈱/登別工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0107122	2008/1/29	(株)カイト	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0207118	2008/1/29	角田レミコン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207119	2008/1/29	鷹巣合同生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207120	2008/1/29	住田生コン街	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207121	2008/1/29	丸協建設協業組合/生コン部	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207122	2008/1/29	菅野興産㈱/富久山工場	A5308	レディーミクストコンクリート

認証番号    認証取得日		認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分	
TC0207123	2008/1/29	㈱ホンシュウ/鏡石工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	
TC0207124	2008/1/29	(有)高橋製畳/建材畳床工場	A5914	建材畳床	
TC0207125	2008/1/29	(株)福島シービー	A5406	建築用コンクリートブロック	
TC0207126	2008/1/29	菊田陶業㈱/富谷工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
TC0207127	2008/1/29	㈱新田建材原町	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
TC0307385	2008/1/29	中央生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307386	2008/1/29	栃尾産業(株)	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307387	2008/1/29	大日本インキ化学工業㈱/千葉工場	A6021	建築用塗膜防水材	
TC0307388	2008/1/29	(料櫻井建材店 /杉戸工場	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307389	2008/1/29	鴨川生コン㈱/鴨川工場	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307390	2008/1/29	常洋工機㈱/茨城工場	A6517	建築用鋼製下地材(壁・天井)	
TC0307391	2008/1/29	五十鈴建材㈱	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307392	2008/1/29	前田コンクリート工業株	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307393	2008/1/29	(有)島根建材店	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307394	2008/1/29	㈱須永/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307395	2008/1/29	依田川生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307396	2008/1/29	㈱みらい生コン	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307397	2008/1/29	白浜生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307398	2008/1/29	北信生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307399	2008/1/29	㈱安達コンクリート工業/本社工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
TC0307400	2008/1/29	(有)国分	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307401	2008/1/29	村松興業㈱	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307402	2008/1/29	㈱オーイケ/本社工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品	
TC0307403	2008/1/29	鈴木建材運輸㈱	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307404	2008/1/29	(有)古川コンクリート工業所	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
TC0307405	2008/1/29	(有)渡良瀬	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307406	2008/1/29	(株)フジコン	A5308	レディーミクストコンクリート	
TC0307407	2008/1/29	日東ガルテック(株)	H8641	溶融亜鉛めっき	
TC0307408	2008/1/29	マナック(株)/浜松工場	A5372 A5373	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 プレキャストプレストレストコンクリート製品	
TC0307409	2008/1/29	矢作コンクリート工業㈱	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品	
TC0307410	2008/1/29	大和ガルバー(株)	H8641	溶融亜鉛めっき	
TC0307411	2008/1/29	㈱大和興業	A5308	レディーミクストコンクリート	

認証番号	認証取得日	認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分
TC0307412	2008/1/29	平川宇部生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307413	2008/1/29	(有)アサヒコンクリート	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0307414	2008/1/29	㈱新容工業所	H8641	溶融亜鉛めっき
TC0307415	2008/1/29	アスザック(株)/バイコン工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0407066	2008/1/29	(株)INAX/上野緑工場	A5532	浴槽
TC0407067	2008/1/29	(有)東栄興業	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0407068	2008/1/29	トヨコン工業(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0407069	2008/1/29	神谷コンクリート(株)	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0407070	2008/1/29	マナック㈱/養老工場	A5372 A5373	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 プレキャストプレストレストコンクリート製品
100101010	2000/1/20	. / // (119) 12 (111-79)	7,0010	J. Francisco Control of the Control
TC0507029	2008/1/29	大日本インキ化学工業㈱/堺工場	A6021	建築用塗膜防水材
TC0507030	2008/1/29	エムシー工業㈱/本社工場	A5758	建築用シーリング材
TC0507031	2008/1/29	(有)相馬コンクリート工業	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0507090	2008/1/29	(株駒形亜鉛鍍金所	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 溶融亜鉛めっき
TC0507032	2008/1/29	(休)門形 型 新穀 並 /	H8641	谷熈里超めつさ
TC0607095	2008/1/29	(前)シマダ建材	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0607096	2008/1/29	シマダ㈱共和事業部/山口工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0607097	2008/1/29	山田建材㈱/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0607098	2008/1/29	津山宇部生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0607099	2008/1/29	美作宇部生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807113	2008/1/29	杵築生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807114	2008/1/29	薩摩産業㈱/薩摩工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807115	2008/1/29	薩摩産業㈱/横川工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807116	2008/1/29	(有津江生コン	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807117	2008/1/29	㈱ガイアテック/伊集院工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807118	2008/1/29	浮羽生コンクリート㈱/朝羽工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807119	2008/1/29	三和コンクリート工業㈱/熊本工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807120	2008/1/29	(株)ピーエス三菱 久留米工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品
TC0807121	2008/1/29	(株)頴娃コンクリート工業	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807122	2008/1/29	(株)城南曙生コンクリート	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807123	2008/1/29	(株)友岡組/大野生コン三重工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807124	2008/1/29	豊友産業㈱	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807125	2008/1/29	松田砂利工業術/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807126	2008/1/29	㈱ヤマウ/福岡工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
			A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品

認証番号   認証取得日		認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分		
TC0807127	2008/1/29	三進コンクリート工業術/上五島工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0807128	2008/1/29	ジャパンパイル製造㈱/佐賀工場及び岡山工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0807129	2008/1/29	JPプロダクツ鹿児島㈱/鹿児島工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0807130	2008/1/29	㈱ヤマウ/鹿児島工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品		
TC0907016	2008/1/29	(株)創新工業/うるま工場	A5372 A4702	プレキャスト鉄筋コンクリート製品ドアセット		
TC0907017	2008/1/29	西原産業合資会社	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107123	2008/2/4	白糠生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107124	2008/2/4	永井工業㈱/中札内工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107125	2008/2/4	ミヤザキエコ(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107126	2008/2/4	太平洋レミコン㈱/手稲工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107127	2008/2/4	渥美工業㈱/島松沢工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品		
TC0207128	2008/2/4	<b>菅野興産㈱/川前工場</b>	A5005	コンクリート用砕石及び砕砂		
TC0207129	2008/2/4	双葉住コン㈱/フクスミ工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0207130	2008/2/4	宮古生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0207131	2008/2/4	三陸生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0207132	2008/2/4	(株)山健生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307416	2008/2/4	ヨリイ生コン㈱/桜沢工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307417	2008/2/4	ヨリイ生コン(株)/鉢形工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307418	2008/2/4	(株塩沢産業 生コン事業部/上田工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307419	2008/2/4	(株)丸新生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307420	2008/2/4	二見建材興業領	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307421	2008/2/4	大和生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307422	2008/2/4	(株)八幡/八幡生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307423	2008/2/4	下越生コン建設(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307424	2008/2/4	トクコン(株)	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0307425	2008/2/4	伊豆工業㈱/西伊豆生コン工場	A5372 A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307426	2008/2/4	㈱三協生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307427	2008/2/4	宝産商㈱/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307428	2008/2/4	立花金属工業㈱/御殿場工場	H4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管		
TC0307429	2008/2/4	マテラス青梅工業㈱/館林工場	H4100 A5372	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0307430	2008/2/4	マナック㈱/浜松工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
	2008/2/4	上越建設工業㈱/本社工場	A5373 A5372	プレキャストプレストレストコンクリート製品プレキャスト鉄筋コンクリート製品		

認証番号  認証取得日		認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分		
TC0307432	2008/2/4	滝田建材(株)/生コン事業部	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307433	2008/2/4	滝田建材㈱/御坂生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307434	2008/2/4	諏訪アサノ生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307435	2008/2/4	横浜ガルバー(株)/鶴見工場	H8641	溶融亜鉛めっき		
TC0307436	2008/2/4	横浜ガルバー㈱/小山工場	H8641	溶融亜鉛めっき		
TC0407071	2008/2/4	真野ガラス㈱/本社工場	R3206	強化ガラス		
TC0407072	2008/2/4	真野ガラス㈱/富山西工場	R3209	複層ガラス		
TC0407073	2008/2/4	立花金属工業㈱/養老工場	H4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管		
TC0407074	2008/2/4	共和コンクリート工業㈱/鈴鹿工場	H4100 A5372	アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0407075	2008/2/4	共和コンクリート工業㈱/美川工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品		
TC0407076	2008/2/4	三栄コンクリート(株)	A5372 A5308	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 レディーミクストコンクリート		
100407076	2008/2/4	三朱コングリート(株)	A5506	レディーミクストコングリート		
TC0507033	2008/2/4	(株)日本ピーエス	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0507034	2008/2/4	(有)甲賀建設	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0507035	2008/2/4	共英製鋼㈱ 枚方事業所/枚方工場	G3101	一般構造用圧延鋼材		
TC0507036	2008/2/4	共英製鋼㈱ 枚方事業所/枚方工場	G3112	鉄筋コンクリート用棒鋼		
TC0607100	2008/2/4	ピー・エス・コンクリート(株) /水島工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0607101	2008/2/4	ヒカリコンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0607102	2008/2/4	大成生コンクリート(株)/因島工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0607103	2008/2/4	富士興産衛/本社工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807131	2008/2/4	佐伯生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807132	2008/2/4	術大友生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807133	2008/2/4	大島レミコン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807134	2008/2/4	安田コンクリート工業(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807135	2008/2/4	(株日進商会/龍郷アサコン工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807136	2008/2/4	㈱大分宇部生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807137	2008/2/4	(前松岡畳床工業所	A5901 A5914	稲わら畳床及び稲わらサンドイッチ畳床 建材畳床		
TC0807138	2008/2/4	三池生コンクリート工業㈱/江浦工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807139	2008/2/4	三池生コンクリート工業㈱/荒尾工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807140	2008/2/4	三池生コンクリート工業㈱/玉名工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807141	2008/2/4	久田直行久田生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807142	2008/2/4	(株) 友岡組/大野生コン大野工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807143	2008/2/4	㈱筑後生コン/久留米工場	A5308	レディーミクストコンクリート		

認証番号    認証取得日		認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分		
TC0807144	2008/2/4	㈱筑後生コン/三潴工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0807145	2008/2/4	大公コンクリート街)/野々切工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0807146	2008/2/4	三井住友建設㈱/三田川PC工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0807147	2008/2/4	三進コンクリート工業術	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0807148	2008/2/4	共和コンクリート工業㈱/福岡工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0807149	2008/2/4	共和コンクリート工業㈱/大分工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0807150	2008/2/4	(株)安部日鋼工業/大牟田工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品		
TC0907018	2008/2/4	(有)海邦ベンダー工業	A4702	ドアセット		
TC0107128	2008/2/8	浦河生コンクリート㈱ノえりも工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107129	2008/2/8	十勝豊西コンクリート製品㈱	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107130	2008/2/8	十勝豊西コンクリート製品㈱	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0107131	2008/2/8	雄武レミコン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0107132	2008/2/8	渥美工業㈱/恵庭工場	A5406	建築用コンクリートプロック		
TC0207133	2008/2/8	角田レミコン㈱/亘理工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0207134	2008/2/8	新秋木工業㈱ノパーティクルボード工場	A5908	パーティクルボード		
TC0207135	2008/2/8	東北レミコン(株)/双葉工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0207136	2008/2/8	青森前田コンクリート工業㈱/青森工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		
TC0207137	2008/2/8	青森前田コンクリート工業㈱/十和田工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品		
TC0307437	2008/2/8	エーテープリント(株)/佐倉工場	A5372 A6921	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 壁紙		
TC0307438	2008/2/8	伊豆工業㈱/西伊豆生コン仁科工場	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307439	2008/2/8	(株)菅野建材 庄和生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307440	2008/2/8	中泉商事(株) 泉谷生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307441	2008/2/8	県央アサノコンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307442	2008/2/8	(有)三川生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307443	2008/2/8	(株)大田原生コン	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307444	2008/2/8	アイシーケイ(株)/磐田事業所	A6021	建築用塗膜防水材		
TC0307445	2008/2/8	㈱金井産業	A5308	レディーミクストコンクリート		
TC0307446	2008/2/8	深田パーカライジング(株)	H8641	溶融亜鉛めっき		
TC0307447	2008/2/8	大森工業㈱/野田工場	H8641	溶融亜鉛めっき		
TC0307448	2008/2/8	藤沢コンクリート株)/深谷工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品		
TC0407077	2008/2/8	(株)スエヒロ産業	A5372 A5308	プレキャスト鉄筋コンクリート製品 レディーミクストコンクリート		
TC0407078	2008/2/8	共和コンクリート工業㈱/阿山工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品		

認証番号	認証取得日	認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分
TC0407079	2008/2/8	共和コンクリート工業㈱/富山工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0407080	2008/2/8	丸栄陶業㈱/本社工場	A5208	粘土がわら
TC0407081	2008/2/8	㈱丸河興業岩村工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0407082	2008/2/8	井野瓦工業㈱/沢渡工場	A5208	粘土がわら
TC0507037	2008/2/8	(株)大力 亀岡工場	A6922	壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤
TC0507038	2008/2/8	(株日本ピーエス	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0507039	2008/2/8	共和コンクリート工業㈱/西脇工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0607104	2008/2/8	ランデス㈱/倉敷工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0607105	2008/2/8	岡北生コンクリート工業㈱/備前工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0707019	2008/2/8	中央生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0707020	2008/2/8	祖谷生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807151	2008/2/8	金剛(株)	S1037	耐火金庫
TC0807152	2008/2/8	日田生コンクリート(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807153	2008/2/8	(有)タイヨウ	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807154	2008/2/8	㈱出口組/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807155	2008/2/8	大公コンクリート街/野々切工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807156	2008/2/8	コーアツ工業㈱/大隅工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品
TC0807157	2008/2/8	三進コンクリート工業術	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807158	2008/2/8	大分新生(株)	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0807159	2008/2/8	(株)亀元コンクリート	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
			A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0207138	2008/2/14	大和コンクリート工業㈱	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0007100	0000 /0 /1 /	<b>中小四点 工 米</b> (四)	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0207139	2008/2/14	東北岡島工業㈱	H8641	溶融亜鉛めっき
TC0207140	2008/2/14	東北レミコン㈱/相馬工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207141	2008/2/14	東北レミコン(株)/原町工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0207142	2008/2/14	セイナン工業㈱/都南工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0207143	2008/2/14	(株)安部日鋼工業/須賀川工場	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品
TC0207144	2008/2/14	(株)米沢マエタ	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0207145	2008/2/14	国際生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307449	2008/2/14	(前)中川生コン	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307450	2008/2/14	(株)カネカ/鹿島工場(西地区)	A9511	発泡プラスチック保温材
TC0307451	2008/2/14	笠原化成(株)	A9511	発泡プラスチック保温材
TC0307452	2008/2/14	(株)関川組 マルス生コン	A5308	レディーミクストコンクリート

認証番号	認証取得日	認証に係る工場又は事業場の名称 及び所在地	規格番号	規格名称及び認証の区分
TC0307453	2008/2/14	日立コンクリート(株)/押上工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307454	2008/2/14	(株)トヨダ/押堀工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0307455	2008/2/14	㈱宮坂建材	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307456	2008/2/14	マルタ工業㈱/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307457	2008/2/14	駒ヶ根生コン(株)/駒ヶ根工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0307458	2008/2/14	大東コンクリートヒダ興業㈱/大東工場	A5372	プレキャスト鉄筋コンクリート製品
TC0407083	2008/2/14	安藤コンクリート工業㈱	A5373	プレキャストプレストレストコンクリート製品
TC0407084	2008/2/14	丸栄陶業㈱/衣浦工場	A5208	粘土がわら
TC0407085	2008/2/14	揖斐川生コンクリート工業㈱/本社工場	A5371	プレキャスト無筋コンクリート製品
TC0607106	2008/2/14	(有)瀨戸内	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0607107	2008/2/14	㈱三奈戸レミコン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0607108	2008/2/14	岡東コンクリート工業㈱	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807160	2008/2/14	(株)江崎建材	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807161	2008/2/14	(株)エコウッド	A5741	木材・プラスチック再生複合材
TC0807162	2008/2/14	㈱生興産業/鹿町工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807163	2008/2/14	福進㈱	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807164	2008/2/14	㈱甲斐建設/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807165	2008/2/14	井手生コン(株)	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807166	2008/2/14	(有)嶋田工業/生コン工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807167	2008/2/14	㈱三共/えびの工場	A5308	レディーミクストコンクリート
TC0807168	2008/2/14	(株)ヤマウ/宮崎工場	A5371 A5372	プレキャスト無筋コンクリート製品 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

# ISO 9001・ISO 14001登録事業者

ISO 9001 (JIS Q 9001)

ISO審査本部では、下記企業 (2件) の品質マネジメントシステムをISO9001 (JIS Q 9001) に基づく審査の結果、適合と認め平成20年2月8日付で登録しました。これで、累計登録件数は2067件になりました。

# 登録事業者(平成20年2月8日)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RQ2066**	2000/2/1	ISO 9001:2000 (JIS Q 9001:2000)	2009/1/31	北関東秩父コンクリート㈱		レディーミクストコンクリートの設計及び 製造 <関連事業所> 本社、前橋工場、高崎工場、安中工場、 新治工場、箕郷工場、桐生工場、北 関東ナック㈱ 輸送部
RQ2067	2008/2/8	ISO 9001:2000	2011/2/7	(株)ロビンフッド アルミ事業部	宮崎県南那珂郡北郷町大字郷之原	アルミニウム製ガラリの設計及び製造
		(JIS Q 9001:2000)			∠504-1	

<sup>※</sup>他機関からの登録移転のため、登録日・有効期限が他と異なっています。

# ISO 14001 (JIS Q 14001)

ISO審査本部では、下記企業 (1件) の環境マネジメントシステムをISO14001 (JIS Q 14001) に基づく審査の結果、適合と認め平成20年2月23日付で登録しました。これで、累計登録件数は543件になりました。

# 登録事業者(平成20年2月23日)

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RE0543**	1999/6/9	ISO 14001:2004/ JIS Q 14001:2004	2008/6/8	東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場	東京都杉並区高井戸東3-7-6	東京二十三区清掃一部事務組合 杉並清掃工場における「可燃ごみの中間処理」に係る全ての活動

<sup>※</sup>他機関からの登録移転のため、登録日・有効期限が他と異なっています。

# OHSAS18001登録事業者

ISO審査本部では、下記企業 (1件) の労働安全衛生マネジメントシステムをOHSAS 18001:1999に基づく審査の結果、適合と認め平成20年2月23日付で登録しました。これで、累計登録件数は27件になりました。

# 登録事業者(平成20年2月23日付)

OHSAS 18001

登録番号	登録日	適用規格	有効期限	登録事業者	住 所	登録範囲
RS0027	2008/2/23	OHSAS 18001:1999	2011/2/22	クリオン(株) 関東工場	群馬県伊勢崎市境下渕名53	クリオン(株) 関東工場における「ALCパネル、その他のALC製品及びそれらの施工材料の製造」に係る全ての活動

# 建築基準法に基づく性能評価書の発行

性能評価本部では、建築基準法に基づく構造方法等の性能評価において、平成20年2月1日から2月29日までに55件の性能評価 書を発行し、累計発行件数は3,363件となりました。

なお、これまで性能評価を完了した案件のうち、平成20年2月末までに掲載のお申込みをいただいた案件は次の通りです。

# http://www.jtccm.or.jp/seino/anken/seinou\_kensaku.htm

## 建築基準法に基づく性能評価完了案件

受付番号	完了日	性能評価の区分	性能評価の項目	件 名	商品名	申請者名
07EL270	2007/11/27	法第2条第八号	防火構造	ウレタンウレア断熱材充てん/軽量セメントモルタル塗・構造	アイシネン気密断	キングラン・ハウネスト(株)
			耐力壁 30分	用面材表張/せっこうボード裏張/木製枠組造外壁の性	熱材	富士川建材工業㈱
				能評価		
				ウレタンウレア断熱材充てん/軽量セメントモルタル塗・下地材・		
				構造用面材表張/せっこうボード裏張/木製枠組造外壁		
				の性能評価		
07EL273	2007/11/27	法第2条第八号	防火構造	人造鉱物繊維断熱材充てん/軽量セメントモルタル塗・ミデ	住友不動産㈱外	住友不動産㈱
			耐力壁 30分	ィアムデンシティファイバーボード表張/せっこうボード裏張/	壁	
				木製枠組造外壁の性能評価		
07EL279	2008/2/14	令第129条の2の	区画貫通給排水	ケーブル/膨張黒鉛・石油ワックス混入クロロプレン系ゴム充	タイカピシャット(床	未来工業(株)
		5第1項第七号ハ	管等 60分	てん/床耐火構造/貫通部分(中空床を除く)の性能評価	用)	
07EL318	2008/2/18	令第129条の2の	区画貫通給排水	ケーブル・電線管/黒鉛含有エポキシ樹脂・ウレタン系樹脂	フィブロックーTP60	積水化学工業(株)
		5第1項第七号ハ	管等 60分	発泡体入不織布付ガラスクロス製袋充てん/床耐火構造/	-YM	
				貫通部分(中空床を除く)の性能評価		
07EL361	2007/12/25	法第2条第八号	防火構造	窯業系サイディング・押出法ポリスチレンフォーム保温板・構造		ワウハウス㈱/谷本化成㈱、
			耐力壁 30分	用面材表張/せっこうボード裏張/木製軸組造外壁の性		他1社
				能評価	_	
				人造鉱物繊維断熱材充てん/窯業系サイディング・押出法		
				ポリスチレンフォーム保温板・構造用面材表張/せっこうボー		
				ド裏張/木製軸組造外壁の性能評価		
07EL367	2008/2/1	法第2条第九号	不燃材料	ケナフ繊維壁紙張/基材(不燃材料(金属板を除く))の性	無機触媒紙壁紙	(株)遊天セラミックス/日特印刷(株)
		(令108条の2)		能評価		
07EL369	2008/2/13	令第112条第1項	特定防火設備	耐熱板ガラス入ステンレス製3連はめ殺し窓(欄間付き)の性		(株)ヤマシタ
				能評価	_	

受付番号	完了日	性能評価の区分	性能評価の項目	件 名	商品名	申請者名
07EL426 2008/2/14 令第1		令第129条の2の	区画貫通給排水	ケーブル・電線管/外層材付ウレタンフォーム材・グラファイト	フラマシステムEカ	フラマシステム(株)
		5第1項第七号ハ	管等 60分	系ブタジエン樹脂系混入水酸化アルミニウム材・セメントモル	バー	
				タル充てん/壁耐火構造/貫通部分(中空壁を除く)の性		
				能評価		
07EL435	2008/2/12	法第2条第九号	不燃材料	アクリル樹脂系塗装/基材(不燃材料(金属板を除く))の	シャーウィン・ウィリ	(株)カラーワークス
		(令108条の2)		性能評価	アムズペイント	
07EL436	2008/2/14	法第2条第九号	不燃材料	アクリル樹脂系塗装/基材(不燃材料(金属板を除く))の	HIPペイント、ファロー	(株)カラーワークス
		(令108条の2)		性能評価	アンドボールペイント	
07EL456	2008/2/13	法第2条第九号	不燃材料	けい藻土・ほたて貝がら粉末系塗材塗/基材(不燃材料(金	エコドマスウオール	エコドマス(株)
		(令108条の2)		属板を除く))の性能評価	さわわ	
07EL471	2008/2/7	法第37条第二号	指定建築材料	普通ポルトランドセメントを主な材料とした設計基準強度39		東亜コンクリート工業(株)
				N/mi~60N/mi、中庸熱ポルトランドセメントを主な材料とした		川崎工場
				設計基準強度39N/mi~80N/mi及び低熱ポルトランドセメ	_	
				ントを主な材料とした設計基準強度39N/㎡~80N/㎡のコ		
				ンクリートの品質性能評価		
07EL474	2008/2/14	法第2条第九号	不燃材料	けい藻頁岩系塗材塗/基材(不燃材料(金属板を除く))の	藻々太郎	ナトゥア・ジャパン(株)
		(令108条の2)		性能評価		
07EL502	2008/2/4	法第37条第二号	指定建築材料	無機質系浸透固化形石綿飛散防止剤の品質性能評価	SSSボンド	㈱日南環境
07EL541	2008/2/15		不燃材料	塩化ビニルーアクリル共重合樹脂系塗装・両面ウレタン樹脂	GF2クロス	ユニチカ(株)
		(令108条の2)		系塗装/ガラスクロス張/基材(不燃材料(金属板))の性		
				能評価		
07EL569	2008/2/12	法第37条第二号	指定建築材料	合成樹脂系内部浸透固化形石綿飛散防止剤(2液型)の品	「AGシーラー」	㈱エービーシー商会/
				質性能評価		ヤヨイ化学工業(株)
07EL572	2008/2/13		耐火構造	ビーズ法ポリスチレンフォーム充てん鉄筋コンクリート造床の	打込みサイレントボ	フジモリ産業(株)
			床 120分	性能評価	イド	
07EL573	2008/2/13		耐火構造	グラスウール保温板充てん繊維混入けい酸カルシウム板・繊	護免火HR	(株)エーアンドエーマテリアル
		(令107条)	柱 180分	維強化セメント板積層被覆/免震材料(高減衰積層ゴム)・		
				鉄筋コンクリート柱の性能評価		
07EL580	2008/2/19		遮煙性能を有する	鋼製折りたたみ戸・鋼製開き戸・鋼製シャッター/複合防火	スリムファイア	テクノ・ナミケン(株)
		項第二号	防火設備	設備(準耐火構造壁・床付き)の性能評価		

(財)建材試験センター

# 性能評価相談室へお問い合わせ下さい

TEL 03-3664-9227 soudan@jtccm.or.jp

建築基準法に基づく大臣認定制度における,試験を伴う性能評価について,申請方法の紹介や申請内容の事前相談のほか,ご相談いただいた案件の進行状況などのお問い合わせに対応しております。お気軽にお問い合わせください。

全国の相談窓口 中央試験所(埼玉県草加市) 関西支所(大阪府大阪市)

性能評価本部 (東京都中央区)

# あとがき

最近感じていることですが、駅構内で健康のために階段を利用する人が多くなっているように見受けられます。私も通勤の時には健康のことを考え仕事で疲れた時をのぞいて、なるべく階段を利用するようにしています。

駅構内には,以前に比べてパリアフリー化が進み、駅の入り口やホームの中にエレベーター,エスカレーターを設置している駅が多くなりました。

ある日の駅構内の出来事です。車椅子の方が階段を昇るために駅員さんを 待っていました。しばらくして、駅員さんがやってきて階段昇降機の準備を していました。準備が終わり車いすの方が階段を昇り初めている時,乗り換 えのお客さんが押し寄せて来ました。階段昇降機はなんとか昇って行きまし たが、その途中、目の前を平気で通過するお客さんもいて、操作している駅 員さんは安全のため途中で操作を止めて,お客さんが少なくなるのを待って いました。

皆さんが知識やちょっとした心遣いをもてば,全体がスムーズに動いてい くのでは・・・と感じるのは私だけでしょうか。

ちなみにバスでは,ベビーカーを押している主婦には乗客みんなで助け合 う光景を良く見ています。 (西脇)

# 編集をより

ピカソの「ゲルニカ」が東京駅丸の内北口のOAZOの1階に目立つことなく展示されています。大塚オーミ陶器㈱が陶板上に焼き付けて製作し、実寸大でモノトーンの色彩も良く出来ています。人と待ち合わせした時に、電車が多少遅れたお陰もあり、じっくりと時間をかけて鑑賞することが出来ました。故国スペインの悲劇を象徴的に描ききった絵画からは牛馬のもだえいななき、人々の泣き叫ぶ声が静かに聞こえてきます。平和への希求を込めた、普遍的で、心の奥底に迫る感動的な内容でした。セラミックによる絵画の複製技術の高さにも驚かされました。

今月号の寄稿はTOTO㈱の熊沢様より「公共トイレ便房部に関するJIS化について」をいただきました。日本のトイレ技術進化の一端を理解することが出来ます。 (町田)

# 建材試験情報

4

2008 VOL.44

建材試験情報 4月号

平成20年4月1日発行

発行所 財団法人建材試験センター

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-9-8

友泉茅場町ビル

電話( 03 )3664 - 9211(代) FAX( 03 )3664 - 9215 http://www.jtccm.or.jp

発行者 田中正躬

編集建材試験情報編集委員会

制作協力 株式会社工文社

東京都千代田区神田佐久間河岸71-3

柴田ビル5 F 〒101-0026 電話(03)3866 - 3504(代)

电码 03 ,5000 - 3504(1)

FAX(03)3866 - 3858

http://www.ko-bunsha.com/

定価 450円(送料・消費税別)

年間購読料 5,400円(送料共・消費税別)

# 建材試験情報編集委員会

#### 委員長

田中享二(東京工業大学教授)

#### 委 員

町田 清(同・企画課長)

橋本敏男(同・中央試験所品質性能部長)

鈴木良春(同・製品認証部管理課長代理)

鈴木敏夫(同・材料グループ専門職)

青鹿 広(同・総務課長)

香葉村勉(同・ISO審査本部開発部係長)

西脇清晴(同・三鷹試験室技術主任)

**塩崎洋一**(同・性能評定課技術主任)

南 知宏(同・環境グループ専門職)

佐川 修(同・防耐火グループ)

#### 事務局

田口奈穂子(同・企画課技術主任)

高野美智子(同・企画課)

## 禁無断転載

ご購読ご希望の方は,上記㈱工文社までお問い合せ下さい。

※本書のお申し込みは書店を通しても出来ますが、お急ぎの方は㈱工文社に直接お申し込みをお願い致します。



# 外断熱研究の第一人者が新進学者と共に放つ外断熱住宅の入門書

# これからの外断熱住宅



- ◆ 体 裁/B5判・116頁・平綴製本・カバー付
- ◆ 価 格/2,415円(本体2,300円 + 税115円)
- ◆ 発行元/(株)工文社

お茶の水女子大学名誉教授 工博 田中 辰明 お茶の水女子大学 博士 柚本 玲 著

従来日本では、衣食住の住に対する関心は他の2分野に比較すると低かった。 それは、家庭教育において住教育分野の扱われ方が非常に少ないことからも伺える。 しかし近年、住分野に対する関心が増えてきている。例えばインテリアに対する 社会的関心の高さは、発行されている雑誌類や書籍の数からも推測できよう。

2005年の暮から社会的に大きな問題となった耐震性能偽造問題が発端となり、住宅性能に関する人々の関心の高まりもピークに達している。人々は安全な建物を入手する難しさを実感し、本当に安全、快適、健康でいられる住まいとは何かという情報を心の底から欲しているのである。

本書は、外断熱建築に関する正しい情報提供を通して、「良い住まいとは」という 根本的な考え方を提供しようとして書かれたものであり、我が国における外断熱研 究の権威である田中辰明博士の長年にわたる外断熱研究成果の一端と新進学者の思 いが凝縮されている。同書はまた「良い住まい」に関する基本的情報を専門家対象 だけでなく、一般の住まい手にも提供したいとの考えから纏められた平易かつ内容 濃い好著である。

同書は、財団法人住宅総合研究財団より2006年度出版助成を得、2007年4月末に出版された。

# ● 本書の内容 ●

はじめに

第1章/断熱について

外断熱工法とは、外断熱工法に種類、外断熱工法における留意点、外断熱工法の日本における普及

第2章/温熱環境

体温調節概要、人体と環境の熱収支、熱環境評価指標、予測平均温冷感申告PMV

第3章/熱と湿気

湿気を同時に解析する必要性、非定常熱湿気同時移動解析プログラムWUFIによる解析に必要な物性値

第4章/非定常熱湿気同時移動解析プログラムWUFI(ヴーフィ)

フランホーファー建築物理研究所について、WUFIによる解析の流れ、WUFI解析結果の読み方

第5章/外断熱工法の実際

外断熱工事事例、欧州における事例、欧州の有名建築物の外断熱改修、日本における外断熱建物の居住体験

第6章/外断熱に関する規格

外断熱工法に関する組織、規格

第7章/外断熱工法の今後の展望

地球環境問題、新しい断熱材

巻末付録

技術的な事柄/仕上の色は一般的に淡い色が望ましい、断熱材の繋ぎ方、断熱材の接着ほか

おわりに

# ご注文はFAXで ▶ (株)工文社

これからの外断熱住宅

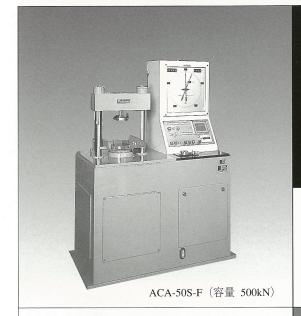
〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸71-3 柴田ビル5F TEL 03-3866-3504 FAX 03-3866-3858 http://www.ko-bunsha.com/

			注文書			平成	年	月	日
貴社名			部署・役職	ŧ	-			ā.	
お名前									
ご住所									
			TEL.		FAX.	2			
書 名	1	定価(税込)	数量		合計金額	(送料別)			

2,415円

# Maekawa

新世紀に輝く一材料試験機の成果。



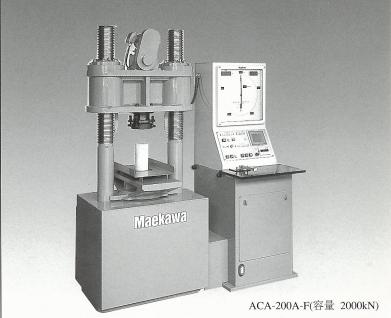
# 前川全自動耐圧試験機

ACA-F シリーズ

〈カラータッチパネルとの対話式〉

日本語対応で、人に優しいタッチ画面、機能も充実しかも フレックス。コンクリート・モルタル・石材・その他各種 材料や構造物の圧縮、曲げ強度試験機として、数多くの特 長を備えています。

- ■大きく見やすいカラー液晶タッチパネル -日本語対話による試験条件設定
  - ■サンプル専用スイッチ | *ϕ* 10 、 | *ϕ* 12.5 | で ワンタッチ自動試験
    - ■応力の専用デジタル表示
      - ■プリンタを内蔵
- ■視認性・操作性に優れた30度傾斜型操作盤
  - ■液晶スクリーンに荷重スピードメータ表示
    - ■高強度材対応の爆裂防止装置
- ■豊富な機能・多様な試験制御/コンクリート圧縮試験 制御/荷重制御/ステップ負荷制御/ストローク制御 ひずみ制御/サイクル制御/外部パソコン制御



パソコン利用データ処理装置 コンクリート静弾性係数 自動計測・データ解析システム CAE-980

(for Windows95,98,NT)

Alt X 11 m 101012 .... 15 .... 15 22280

試験機とパーソナルコンピュータを直結し、コンクリートの静弾性 係数・ポアソン比などをダイレクトに求めることができる自動計測・ 解析システムです。

#### 前川試験機製作所 株式会社

大森事業所・営業部

TEL 03-5705-8111(代表) FAX 03-5705-8961 〒143-0013 東京都大田区大森南2-16-1 URL http://www.maekawa-tm.co.jp